

第2次 みずなみ 男女共同参画 プラン



平成26年〇月
瑞浪市

はじめに

市長のあいさつ・・・・・・・・・・

**『第2次みずなみ男女共同参画プラン』確定
後、更新します。**

平成26年〇月

瑞浪市長 ○○ ○○

もくじ

第1章 プランの基本的な考え方	1
1. プラン策定の目的	2
2. プラン策定の背景	2
3. プランの位置づけ	5
4. プランの期間	6
5. プランの基本理念	6
第2章 本市を取り巻く基本的な課題と男女共同参画	7
1. 少子高齢化と人口減少	8
2. 世帯規模の縮小	9
3. 女性と仕事	10
4. 男女共同参画を取り巻く課題	11
5. プランの基本目標と施策の展開	13
第3章 プランを推進するために	15
1. 市の推進体制	16
2. 市民との連携	16
3. 事業者への働きかけ	16
第4章 プランの体系と内容	17
計画の体系	18
基本目標1. 『人権が尊重されるまち みずなみ』の実現	20
課題①：人権尊重の視点に立った男女共同参画意識の啓発	20
施策1 男女共同参画に関する意識の普及・啓発	22
施策2 人権尊重、男女平等の視点に立った教育の推進	23
施策3 男女平等の視点に立った慣習・しきたり等の見直し	23
施策4 男女共同参画に関する情報収集・情報提供	23
課題②：人権擁護と配偶者等からの暴力防止への取り組み	24
施策1 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、デートDV)の防止	27
施策2 職場などでの人権侵害(セクシュアル・ハラスメント等)の防止	27
施策3 被害者に対する相談・支援機能の充実	27
課題③：生涯を通じた健康づくりの支援	28
施策1 年代に応じた健康づくりの支援	29
施策2 性差に応じた健康づくりの支援	29

基本目標2. あらゆる分野における男女共同参画の推進	30
課題①：政策・方針等の決定における男女共同参画	30
施策1 審議会等における女性の参画の推進	31
施策2 女性リーダーの育成	31
施策3 自治会活動における女性の参画の推進	32
課題②：地域活動における男女共同参画	33
施策1 まちづくり活動等における男女共同参画の推進	34
施策2 防災分野における男女共同参画の推進	35
施策3 環境活動等における男女共同参画の推進	35
基本目標3. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	36
課題①：仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する意識の啓発	36
施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	38
課題②：家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進	39
施策1 家庭生活における男女共同参画の推進	43
施策2 子育てへの支援	44
施策3 介護への支援	45
施策4 高齢者への支援	45
課題③：働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	46
施策1 事業者等への働きかけ	48
施策2 女性の就労支援	49
施策3 男性の働き方の見直し	50

第5章 数値指標一覧 51

数値指標一覧	52
------------------	----

資料 55

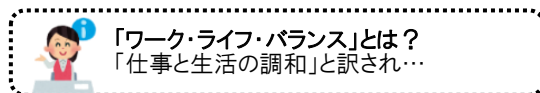
1. 関係法令	56
男女共同参画社会基本法	56
瑞浪市男女共同参画プラン推進会議設置要綱	59
瑞浪市男女共同参画懇話会設置要綱	59
瑞浪市男女共同参画社会推進委員会設置要綱	60
2. 瑞浪市男女共同参画懇話会委員名簿	61
3. 第2次みずなみ男女共同参画プラン策定までの経緯	62
4. 男女共同参画に関する国内外の主な動き(年表)	63





冊子の見方

- 右上に「※」印がついている用語には、後段に「用語説明」があります。
＜例＞ワーク・ライフ・バランス※を実現するには…



- 本プランに掲載してあるグラフや表のうち、100分率で示したのものについては、小数点第2位を四捨五入して比率を算出しているため、合計が100%にならないものがあります。
- 本プランに掲載してあるグラフや表のうち、「資料：市民意識調査」と記載してあるものは、2012（平成24）年8月に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果です。


第1章 プランの基本的な考え方

1. プラン策定の目的

瑞浪市では 2004（平成 16）年 3 月に策定された「みずなみ男女共同参画プラン」（以下“第 1 次プラン”と呼びます。）に基づき、「男女がともに個性が尊重されて多様な生き方ができ、また、あらゆる分野に平等に参画することにより、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会の実現」を目指し、「男女の人権の尊重」をはじめとする 6 つの基本目標を設定して、様々な取り組みを行ってまいりました。

しかし、2012（平成 24）年 8 月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果から、「固定的な性別役割分担意識*が慣習やしきたりなどに根強く残っていること」や、「男女が仕事と生活の両面を充実させるための子育てや介護支援の充実」、また「育児休業や長時間労働の見直し等、就労環境に対する取り組み」などが求められていることが明らかになりました。

そこで、第 1 次プランの理念や方針を継承しつつ、そこに社会情勢の変化によって生じた新たな課題や瑞浪市の現状に即した取り組みを加え、第 2 次プランとして策定するものです。



「固定的な性別役割分担意識」とは？
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などは、その例として挙げられます。

2. プラン策定の背景

①世界の動き




男女平等への国際的な歩みは、国際連合が 1975 年（昭和 50）を「国際婦人年」とし、同年に開催された「国際婦人年世界会議」において、1976 年からの 10 年間を「国際婦人の 10 年」としたところから始まりました。その後「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」、「北京宣言及び行動綱領」などが国連総会で採択され、「女性の権利は人権である」とうたうとともに、女性のエンパワーメント*に対する課題として「女性と貧困」、「女性とメディア」などの 12 の重大問題領域が設定されました。

また、21 世紀におけるさらなる男女平等の実現のため開催された「女性 2000 年会議」、

「第15回 APEC 女性リーダーズネットワーク (WLN) 会合 (東京)」における APEC 首脳及び閣僚への提言の採択を経て、2011 (平成 23) 年には女性に関する4つの国際機関を統合し、「ジェンダー*平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」(UN Women) が発足しました。

また、東日本大震災の翌年に開催された「第56回国連婦人の地位委員会」では、自然災害と女性に関する様々な課題について、震災の経験や教訓を各国と共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取り組みを促進することをめざし、日本が初めて同委員会に提出した「自然災害とジェンダー」決議案が採択されました。この決議は防災、災害対応、復旧復興の全ての段階における女性の参画や、女性のニーズへの配慮を求めることなどを内容としています。



「エンパワーメント」とは？
「力をつけること」と訳され、特に女性が社会的、経済的、政治的に力をつけることをいいます。女性たちが自分たちの状態や地位を変えていこうとして、経済力や方針決定力、自己決定力などの力をつけることを指します。

「ジェンダー」とは？
社会的、文化的に形成された性別のこと。「男らしさ」、「女らしさ」といった言葉で表現されるもので、生物上の雌雄と区別されます。

②我が国の動き




我が国においても、国際的な流れに対応して、様々な取り組みが進められてきました。1999 (平成 11) 年には「男女共同参画社会基本法」が成立、その後「男女共同参画基本計画」が策定され、2010 (平成 22) 年 12 月には、2020 (平成 32) 年までの基本的な方針と、2015 (平成 27) 年度末までに実施する具体的な施策をまとめた「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、取り組みを行っています。

女性の就業支援については、「育児・介護休業法」の2度にわたる改正を経て、育児休業の対象者の拡大 (一定の範囲の期間雇用者を追加) や、家族の通院の付き添いなどに対応するための介護休暇が創設されるなど、改善が進んでいます。2007 (平成 19) 年の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)」の改正では男女双方に対する差別や、婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いが禁止され、2012 (平成 24) 年には、社会や職場の意識を変え、女性の活躍の場を広げることにより、社会経済の活力アップを目指す「『女性の活躍促進による経済の活性化』行動計画～働く『なでしこ』大作戦～」が策定されました。

一方、急速な少子化の進行などを踏まえ、2003 (平成 15) 年に制定、施行された「次

「世代育成支援対策推進法」では、長時間労働などを前提とした従来の働き方を見直して、仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとされ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[※]）」が提唱されました。その後、「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民や関係省庁の連携による施策が推進されるとともに、指標の評価、点検が進められています。

女性に対する暴力に関する対策も進み、2000（平成 12）年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法[※]）」が成立、翌年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が施行され、その後の改正により、保護命令の対象範囲の拡大や「配偶者からの暴力の防止等に関する基本計画」の策定に対する市区町村の努力義務が盛り込まれました。



「ワーク・ライフ・バランス(Work-Life Balance)」とは？
「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。


「ストーカー規制法」とは？
正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。執拗な「つきまとい等」のストーカー行為を規制し、処罰する法律で、被害者への援助等の内容も盛り込まれています。2000(平成 12)年5月に制定、同年 11 月に「児童虐待防止法」とともに施行されました。

③岐阜県の取り組み



岐阜県では男女共同参画社会[※]の実現に向け、1994（平成 6）年に策定した「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画一」に続いて、「ぎふ男女共同参画プラン」を策定し、2003（平成 15）年には「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。その後、男女共同参画社会基本法の制定や国の男女共同参画基本計画の策定を受け、2014 年（平成 26）年からは「岐阜県男女共同参画計画（第 3 次）」に基づき取り組みを進めています。

また2009（平成21）年3月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、国の示した基本方針及び岐阜県の実情を踏まえて、従来の「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の各施策の検証結果を反映しつつ、より一層効果的、効率的な施策を推進するため、2014（平成26）年に第3次計画を策定しました。



「男女共同参画社会」とは？
男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる社会のことです。

④瑞浪市の取り組み



瑞浪市は、2002（平成 14）年に実施された市民意識調査の結果をもとに、地区代表や有識者などで構成される「瑞浪市男女共同参画懇話会」からの意見を伺いながら、2004（平成 16）年3月に「みずなみ男女共同参画プラン（第1次）」を策定しました。第1次プランは、2009（平成 21）年に「みずなみ男女共同参画プラン（後期プラン）」として改定され、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの基礎となりました。

また、2005（平成 17）年からは、プラン推進のけん引役として「瑞浪市男女共同参画社会推進委員会」を設置し、毎年、男女共同参画社会の実現に向けた研修会や講演会などの取り組みを行っています。中でも、後期プランで新たに加えられた「防災における男女共同参画」に関しては、災害凶上訓練や講演会などを企画する中で、「女性の視点を防災活動や地域※活動に活かすためには、地域で活躍する各種団体との連携が不可欠」との認識が高まり、自治会や防災リーダー、ボランティア団体などと連携した事業形態とするなど、活動の深まりが見られました。

2014（平成 26）年3月に後期プランが終了することから、2012（平成 24）年に再び男女共同参画懇話会を設置し、これまでのプランに基づいて実施された事業の評価と分析、国や県の方針や施策の確認、「男女共同参画に関する市民意識調査」（同年8月実施）の結果を踏まえた検討を行い、2014（平成 26）年3月「第2次みずなみ男女共同参画プラン」を策定しました。



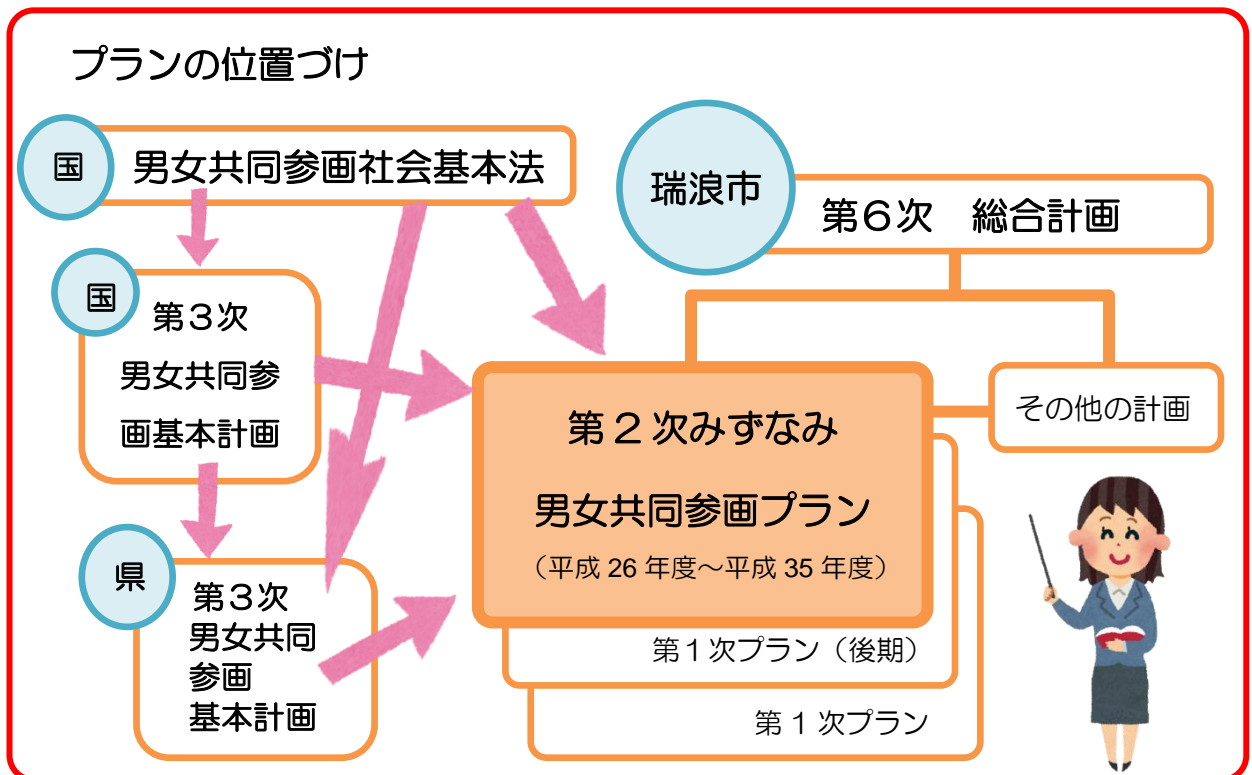
「地域」とは？

住民の身近な生活圏のことで、都道府県や市町村といった行政区分とは異なる概念。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区等様々な範囲が想定されます。

3. プランの位置づけ

- このプランは「男女共同参画社会基本法」第9条並びに第14条第3項に基づく計画です。
- このプランは「瑞浪市第6次総合計画」を踏まえ策定するもので、「瑞浪市人権施策推進指針」及び「瑞浪市人権施策推進行動計画」など、他の計画とも連携するものです。

- このプランは、「みずなみ男女共同参画プラン（第1次）」を継承したもので、国の「第3次男女共同参画基本計画」や瑞浪市男女共同参画懇話会の提言、市民意識調査の結果を反映しています。また、広く市民の意見を反映するため、パブリックコメント（意見公募）を行っています。



4. プランの期間

このプランの期間は、2014（平成26）年度から2023（平成35）年度までの10年間です。ただし、社会・経済情勢などの変化に応じて、必要な見直しを行います。

5. プランの基本理念

- 一人ひとりが性別にかかわらず、お互いにその人らしさを尊重し合い、個人の能力を発揮し、多様な生き方ができる社会をつくります。
- 家庭や地域、職場において男女が常に助け合い、責任を担い合いながら、対等な立場でともに活動し、平等に利益を分かち合える社会をつくります。

第2章

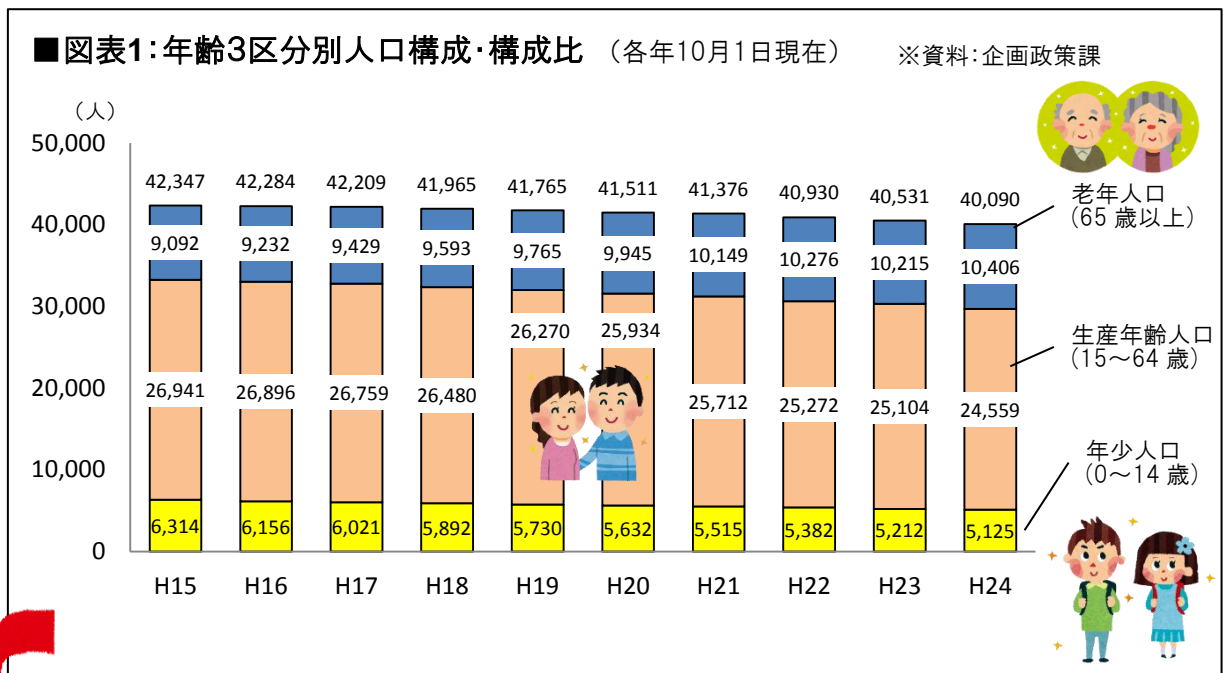
本市を取り巻く 基本的な課題と 男女共同参画

本市が第1次プランを策定した平成16年以降、社会経済の情勢は大きく変化しました。第2次プランをより実効性の高いものにするために、現在、本市が直面する基本的な課題と男女共同参画との関連性を明確にすることが必要です。

1. 少子高齢化と人口減少

①年齢3区分別人口


瑞浪市の人口は、第1次プランが策定された平成16年から毎年減少しています。年齢3区分別の人口構成比を見ると、老年人口（65歳以上）は平成15年の21.5%から毎年増え続け、平成24年には26.0%と4.5%増加しています。年少人口（0～14歳）の割合は、平成15年の14.9%から減少を続け、平成24年には12.8%となっています。（図表1）今後も高齢化は進むと予測され、高齢化社会において男女とも生き生きと暮らせる施策の充実が課題となっています。

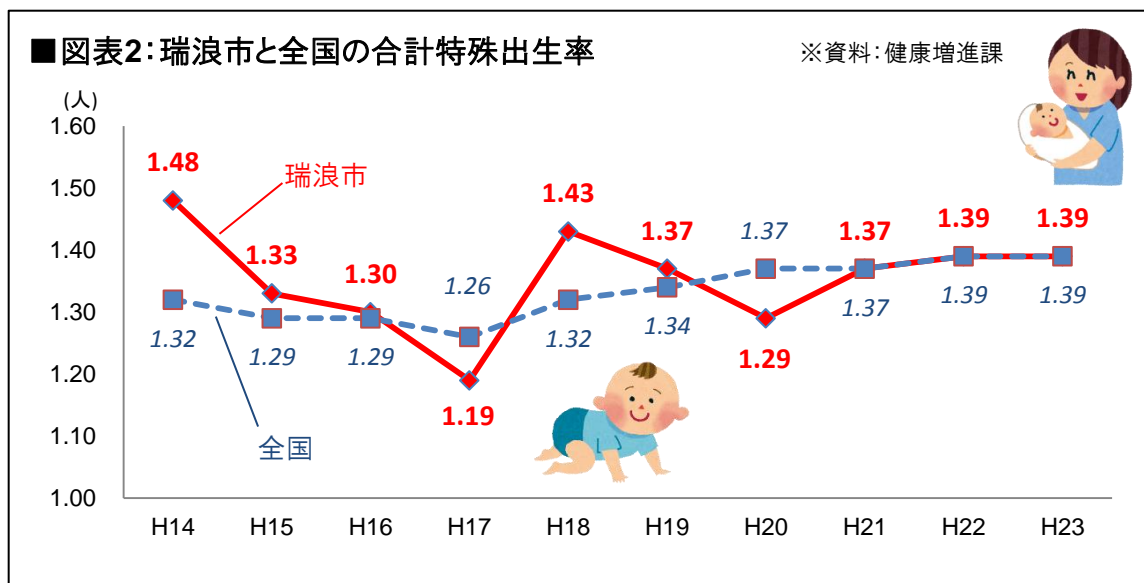


年	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
年少人口(%)	14.9	14.6	14.3	14.0	13.7	13.6	13.3	13.1	12.9	12.8
生産年齢人口(%)	63.6	63.6	63.4	63.1	62.9	62.5	62.1	61.7	61.9	61.3
老年人口(%)	21.5	21.8	22.3	22.9	23.4	24.0	24.5	25.1	25.2	26.0

②合計特殊出生率

平成 21 年から平成 23 年までの瑞浪市の合計特殊出生率*は、全国の数値と同じです。一般的に人口を維持するには、出生率が一定数値（2.1 前後）以上を上回る必要があると言われていますが、現在の日本はこの数値を大きく下回っており、将来、人口減少が加速する状況となっています。瑞浪市では年少人口も漸減していることから、子育て支援や少子化対策の視点からも男女共同参画を進める必要があります。（図表 2）


 「合計特殊出生率」とは？
その年の出産動向が今後も続くと仮定したときに、一人の女性が生涯に産むと推定される子どもの数。15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率(出生数÷年齢別女性人口)を合計して算出されます。

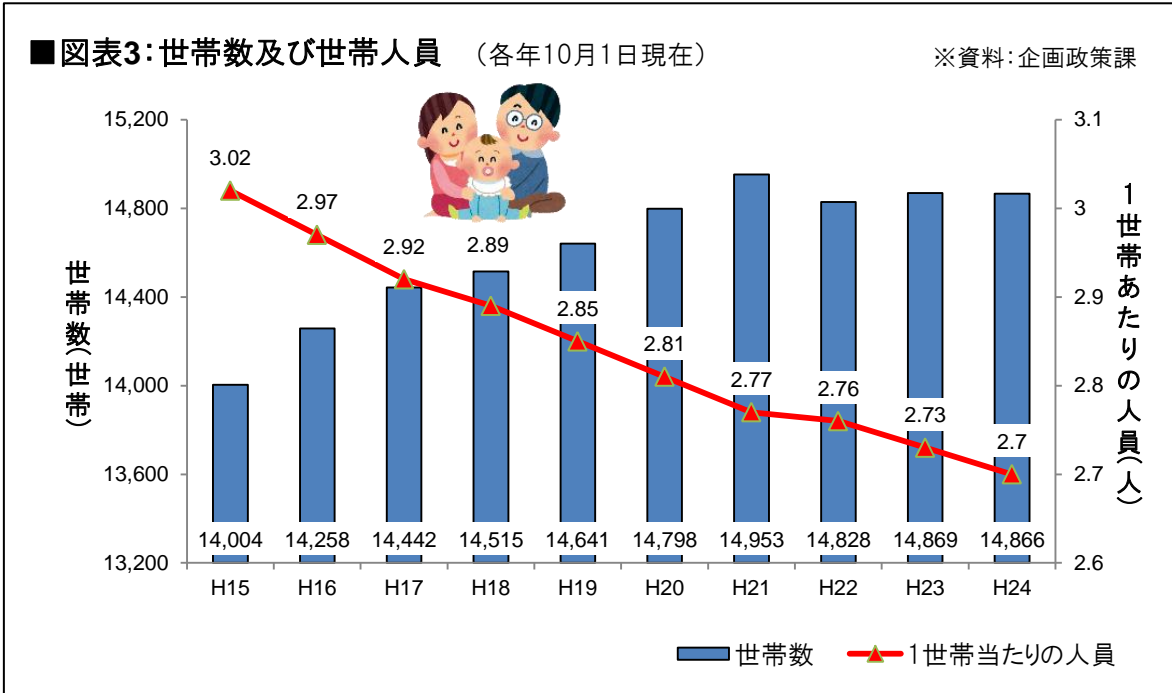


2. 世帯規模の縮小



瑞浪市では、核家族化や単身世帯の増加により、世帯数は増加傾向にあるものの、1世帯当たりの人員は減少しており、平成 24 年には 2.7 人となっています。（図表 3）また、今後、高齢化が進むにつれて、高齢者単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していくことが予測されています。地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加など、家族形態の変化が進む中で地域力*を上げていくためには、男女を問わず誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要となります。このため、様々な人が地域における意思決定システムに参画することが必要です。

 「地域力」とは？
地域社会の問題について市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のことです。




3. 女性と仕事




瑞浪市の労働力率を性・年代別にみると、男性が20代後半から60代までほぼ一定の割合を保っているのに対し、女性は30代前半で一旦落ち込み、その後、30代後半から再び上昇しています。これは「M字曲線※」と呼ばれ、日本や韓国で見られる傾向です。瑞浪市でも全国的な傾向と同様に、女性が結婚や出産、育児で仕事を中断し、子育てが一段落してから、再び働き始める傾向にあることがわかります。(図表4)「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果でも「子どもが出来たら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」を選択する人が最も多くなっています。(図表5)

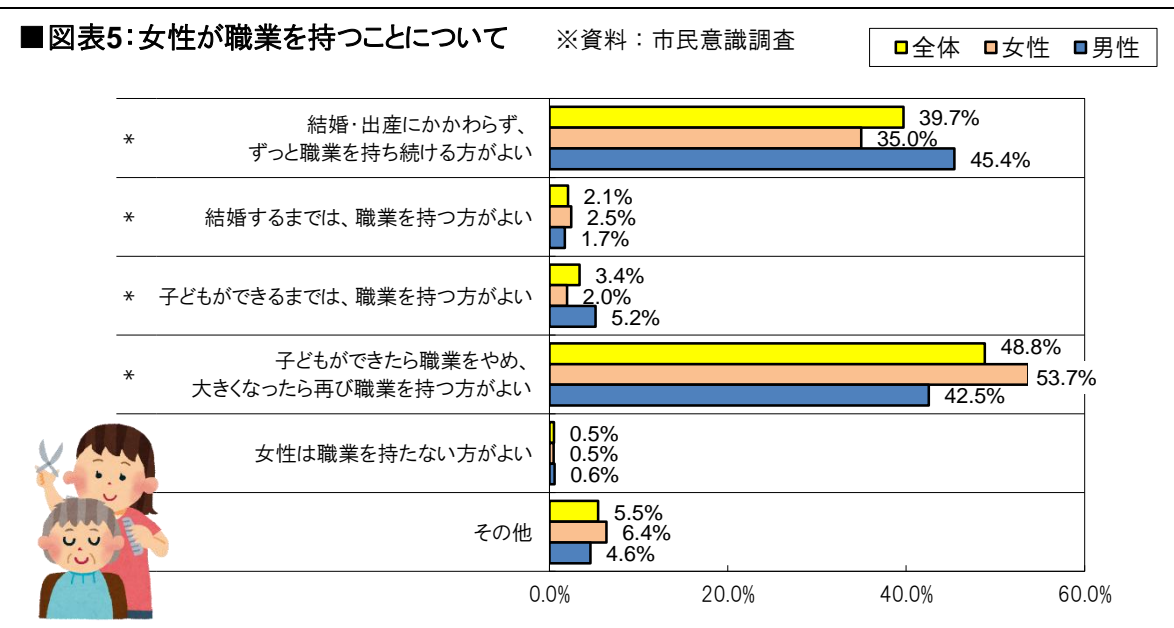
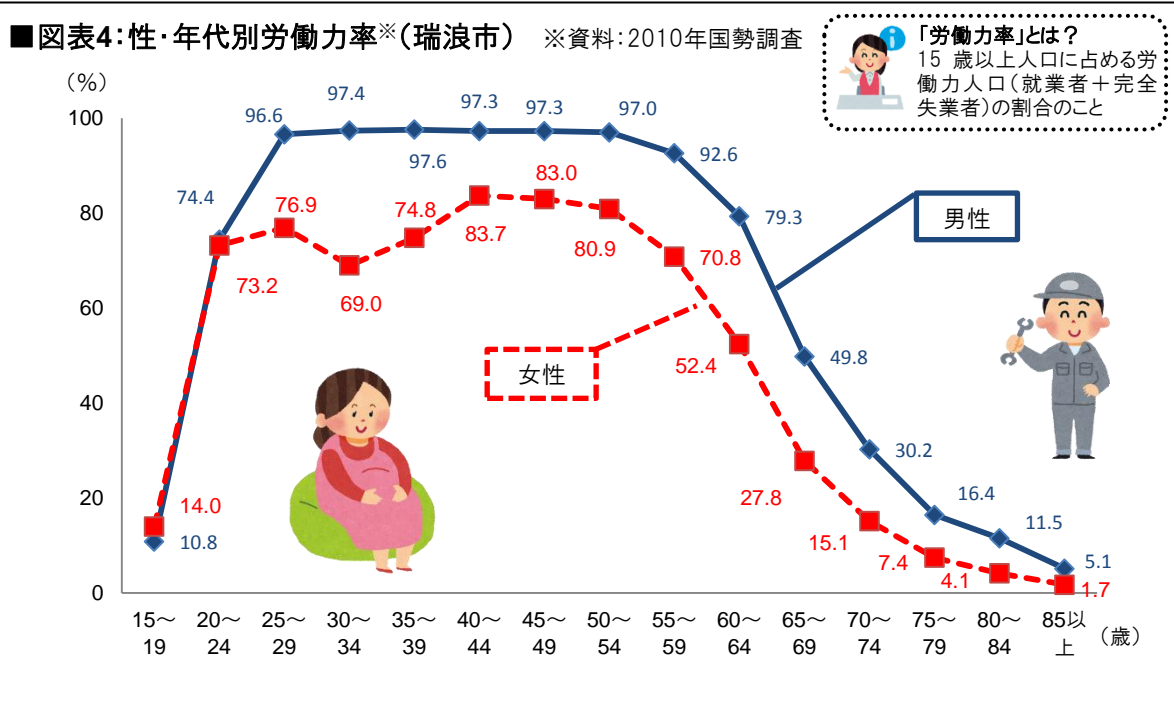
ただ、「結婚・出産にかかわらず、ずっと職業を持ち続ける方がよい」と考える男性は増加しており、少子高齢化が進み、労働人口が減少していく中で、雇用の場における女性の活躍はますます期待されています。女性が働き続けるためには、男女がともに責任を分かち合い、仕事と生活の調和をとりながら働くことができる環境づくりが求められています。



「M字曲線(M字カーブ)」とは?

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山となる「アルファベットのM」のような形になることをいい、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴をあらわしています。国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。



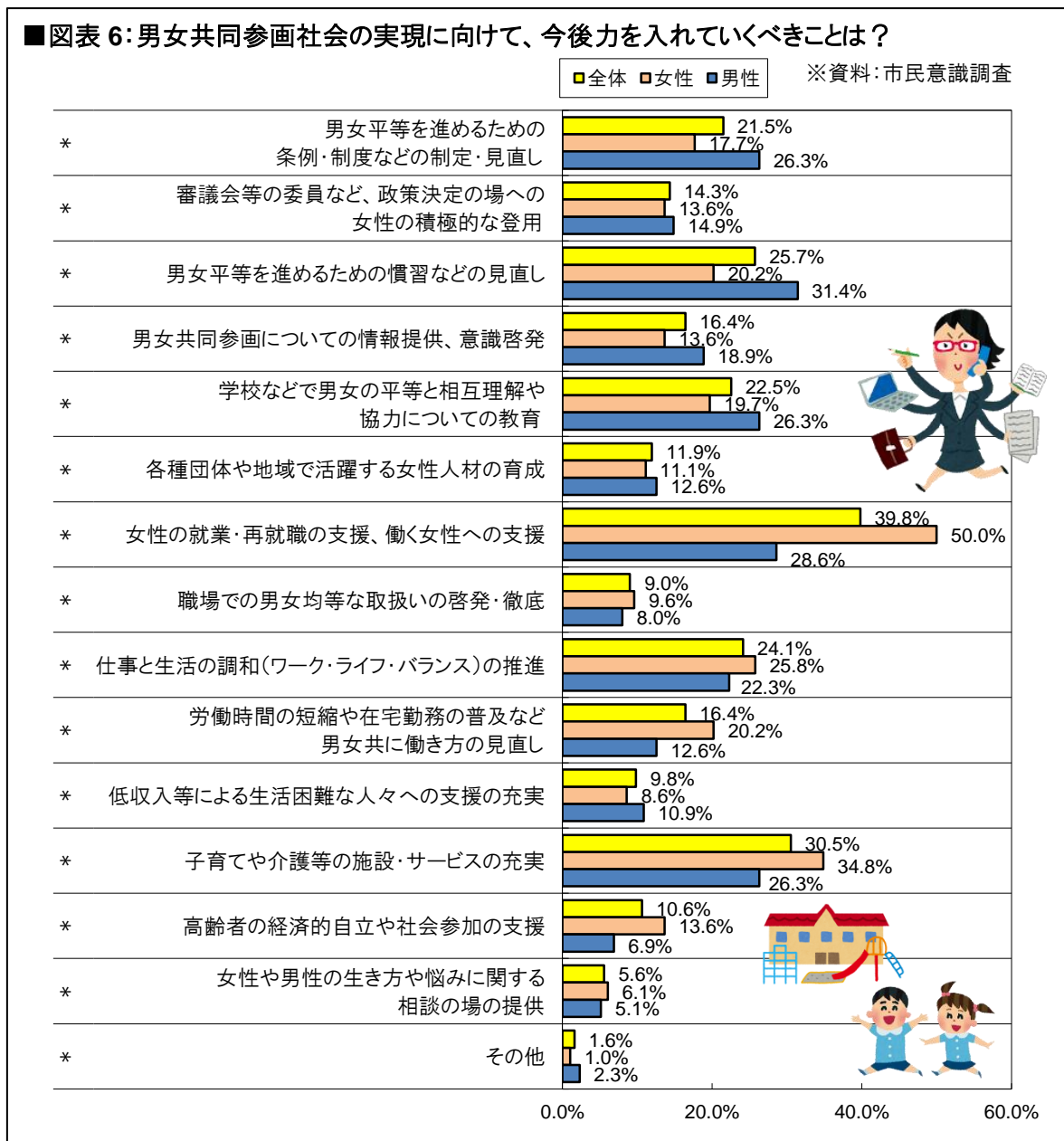


4. 男女共同参画を取り巻く課題

少子高齢化が進み、人口減少時代へと移行しつつある現在、社会の活力が低下していくことが懸念されます。こうした中、地域力を高めていくためには、全ての人が喜びと責任を分かち合いながら、あらゆる場で生き生きと活躍できる社会をつくることです。

そのためには、男女共同参画の考え方を家庭や地域、職場など、あらゆる場に浸透させていかなければなりません。

また、M字曲線に見られるように、女性は出産、育児などにより就業を中断する傾向にあります。就業を継続できるよう支援することで、労働力人口の減少を緩和する効果が期待できます。固定的な性別役割分担意識の解消や長時間労働の抑制、子育てや介護支援などによる仕事と生活の調和など、関係する様々な取り組みを積極的に進めていく必要があります。また、雇用の場における取り組みに関しては、事業者などへの継続した働きかけが大切です。(図表6)



5. プランの基本目標と施策の展開

男女共同参画をめぐる国や県の動向（第1章）や瑞浪市の抱える基本的な課題や男女共同参画の現状など（第2章）を踏まえ、プランの基本理念を計画期間内に具現化するため、次の3つの基本目標を立てるとともに、目標ごとに課題を明確にし、具体的な施策を展開していきます。



3つの基本目標

基本目標1. 『人権が尊重されるまち みずなみ』の実現

- ・課題①：人権尊重の視点に立った男女共同参画意識の啓発
- ・課題②：人権擁護と配偶者等からの暴力防止への取り組み
- ・課題③：生涯を通じた健康づくりの支援



基本目標2. あらゆる分野における男女共同参画の推進

- ・課題①：政策・方針等の決定における男女共同参画
- ・課題②：地域活動における男女共同参画



基本目標3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- ・課題①：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する意識の啓発
- ・課題②：家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ・課題③：働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進



第3章

プランを推進するために

本プランは第6次総合計画に掲げられた「市民と行政の協働」の理念を基本として、行政、市民、事業者それぞれの立場から、プランの効果的な推進に努めます。

1. 市の推進体制

■瑞浪市男女共同参画プラン推進会議

庁内の横断的組織である「瑞浪市男女共同参画プラン推進会議」では、男女共同参画の実現に向けて、事業計画と進捗確認を行い、関係する部署が連携を取りながらプランの推進を図ります。また社会・経済情勢などの変化によりプランの見直しを検討します。



2. 市民との連携

■瑞浪市男女共同参画懇話会

瑞浪市男女共同参画プランの策定と見直しにおいて、基本的な方向性や施策のあり方に関して審議を行います。委員は20人以内で、男女共同参画について識見を有する人に委嘱します。

■瑞浪市男女共同参画社会推進委員会

市内8地区の代表と学識経験者により構成される男女共同参画社会推進委員会では、男女共同参画に関する意識啓発やイベントなどの企画、開催をとおして瑞浪市の男女共同参画を推進します。また、地区委員は委員会活動の成果を各地区へ還元し、地区、ひいては市内全域の男女共同参画意識の向上を図るという役割を担っています。

■市民意識調査などの実施

瑞浪市では平成14年から5年ごとに「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しています。今後も定期的の実施することで、瑞浪市の男女共同参画に関する現状や市民の意識や要望を把握し、施策の実施やプランの策定、見直しに活かしていきます。

■男女共同参画を目指す関係団体との連携

地域で活動する各種団体やNPO法人などとの連携を図ります。



3. 事業者への働きかけ

少子高齢化が進み、労働人口が減少していく社会の中で、雇用の場における女性の活躍はますます期待されています。仕事と家庭を両立させ、長く勤められるようにすることや、男女平等な職場環境・風土をつくることなど、事業者の理解と取り組みが求められる事項について、働きかけを行います。

第4章 プランの体系と内容

プランの体系



基本目標 1.

『人権が尊重されるまち みずなみ』の実現

課題①：人権尊重の視点に立った男女共同参画意識の啓発

- ・施策1：男女共同参画に関する意識の普及・啓発
- ・施策2：人権尊重、男女平等の視点に立った教育の推進
- ・施策3：男女平等の視点に立った慣習・しきたり等の見直し
- ・施策4：男女共同参画に関する情報収集・情報提供

課題②：人権擁護と配偶者等からの暴力防止への取り組み

- ・施策1：配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス※、デートDV※)の防止
- ・施策2：職場などでの人権侵害(セクシュアル・ハラスメント※等)の防止
- ・施策3：被害者に対する相談・支援機能の充実

課題③：生涯を通じた健康づくりの支援

- ・施策1：年代に応じた健康づくりの支援
- ・施策2：性差に応じた健康づくりの支援

基本目標 2.

あらゆる分野における男女共同参画の推進



課題①：政策・方針等の決定における男女共同参画

- ・施策1：審議会等における女性の参画の推進
- ・施策2：女性リーダーの育成
- ・施策3：自治会活動における女性の参画の推進

課題②：地域活動における男女共同参画

- ・施策1：まちづくり活動等における男女共同参画の推進
- ・施策2：防災分野における男女共同参画の推進
- ・施策3：環境活動等における男女共同参画の推進

基本目標3.

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現



課題①：仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する意識の啓発

- ・ 施策1：ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

課題②：家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 施策1：家庭生活における男女共同参画の推進
- ・ 施策2：子育てへの支援
- ・ 施策3：介護への支援
- ・ 施策4：高齢者への支援

課題③：働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 施策1：事業者等への働きかけ
- ・ 施策2：女性の就労支援
- ・ 施策3：男性の働き方の見直し

「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」とは？

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあつた人から振るわれる身体的・心理的な暴力のこと。暴力には身体的なものだけでなく、精神的なもの(心無い言動等)や性的なもの(嫌がっているのに性的行為を強要する等)を含みます。配偶者暴力防止法においては、被害者を女性には限定していませんが、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。



「デートDV」とは？

恋人同士の間で起きる暴力のこと。

「セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」とは？

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。



基本目標

1

『人権が尊重されるまち みずなみ』の実現

課題①：人権尊重の視点に立った男女共同参画意識の啓発

<現状と課題・今後の方向性>

男女共同参画社会とは、全ての人が性別に関係なく互いの人権を尊重し、あらゆる場面で個性や能力を発揮し、活躍することができる社会です。

しかし、「男女共同参画に関する市民意識調査（以下「意識調査」とする）」によると、「社会全体」を含む8つの分野のうち、「学校教育の場」を除く7つの分野において「男性が優遇されている」と感じている市民が多く、中でも「社会通念・慣習・しきたり」、「社会全体」、「政治の場」において、不平等感が強く現れています。（図表7）

「社会全体で男性が優遇されている」と感じる理由としては、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりなどが根強いから」と回答した人が7割以上にのぼることから、「男だから」「女だから」という「固定的な性別役割分担意識」が、社会の様々な場面において、女性の社会参加や経済的自立などを困難にし、男女の不平等感を生む大きな要因の一つとなっていることが分かります。（図表8）

長年にわたり培われた社会通念や慣習、しきたりを改善することは、容易ではありません。しかし、第1回意識調査を行った平成14年と比較すると、男女の不平等感は少しずつ改善されています。（図表9）男女共同参画意識を根付かせるために、今後も市民一人ひとりに人権尊重、男女平等に関する啓発を継続して行うこと、また子どもたちからの男女平等教育の充実など、地道な取り組みに力を入れていくことが必要です。

<具体的な施策>



施策1

男女共同参画に関する意識の普及・啓発

施策2

人権尊重、男女平等の視点に立った教育の推進

施策3

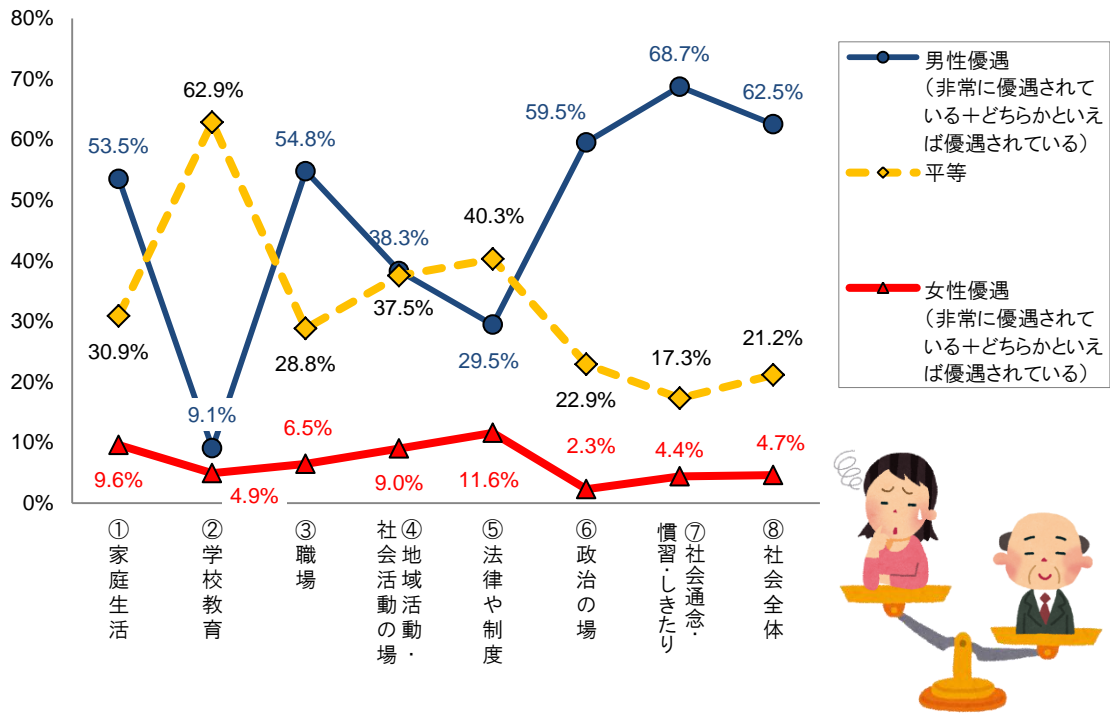
男女平等の視点に立った慣習・しきたり等の見直し

施策4

男女共同参画に関する情報収集・情報提供

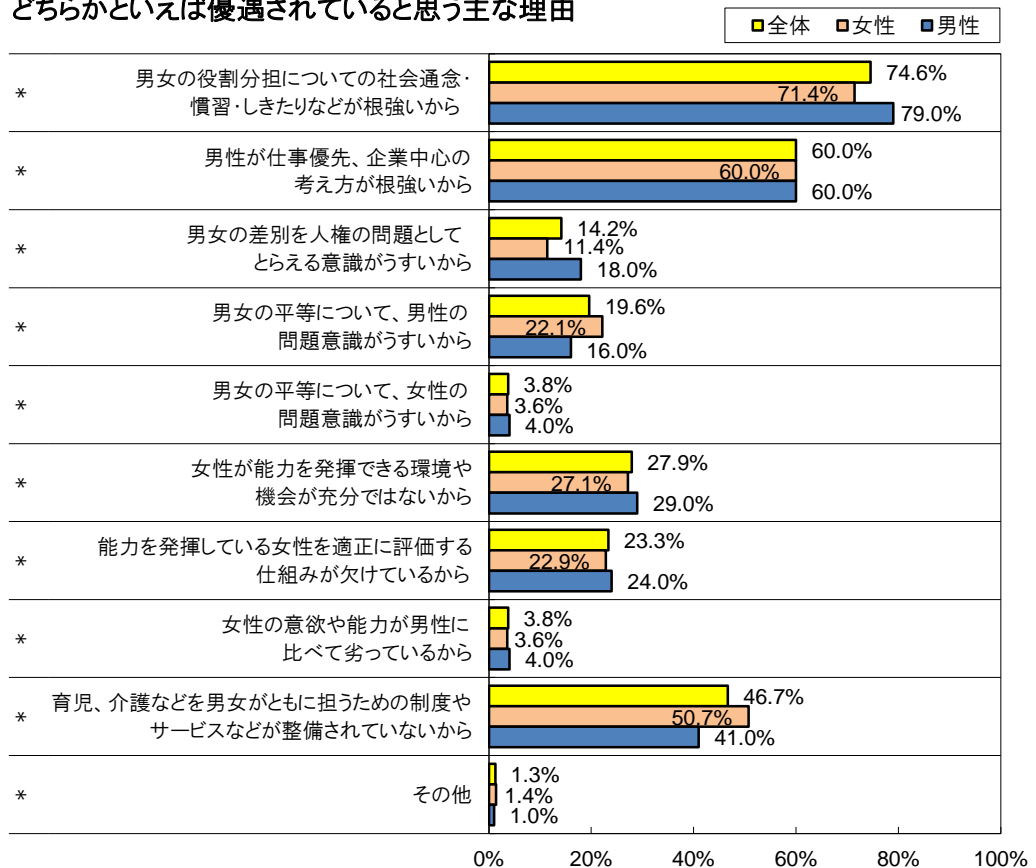
■ 図表7: 『男女平等』に対する意識調査

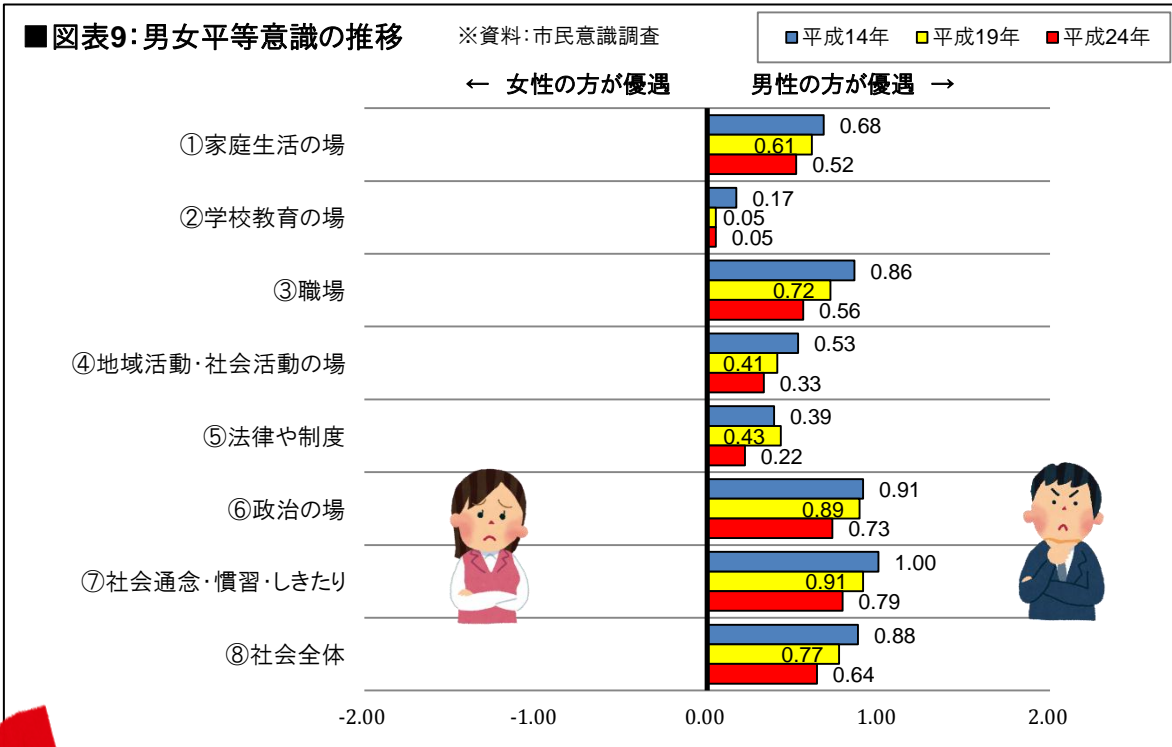
※資料: 市民意識調査



■ 図表8: 社会全体で男性の方が非常に優遇されている、どちらかといえば優遇されていると思う主な理由

※資料: 市民意識調査





＜表の見方＞

意識調査の回答を以下の基準に換算して、設問ごとに平均点を出してあります。点数が0に近づくほど、「男女平等である」と感じている人が多く、点数が高いほど「男性が優遇されている」と感じている人が多いことを表しています。

評価点基準	女性が非常に優遇されている	どちらかといえば女性が優遇されている	平等である	どちらかといえば男性が優遇されている	男性が非常に優遇されている
点数	-2	-1	0	1	2

施策1 男女共同参画に関する意識の普及・啓発

施策名	概要	担当課
1 男女共同参画に関する意識の向上に向けた啓発	広報やホームページ等による啓発を行い、男女がともに社会に参加し、意思決定に参画できる環境づくりに努めます。	市民協働課
2 講演会・学習会等の開催	男女共同参画の意識啓発と普及のため、学習の機会を提供します。 また子育て支援サークル・NPO 団体と連携して、学習会等の啓発を行います。	市民協働課 生涯学習課 社会福祉課
3 男女共同参画社会推進委員会活動の充実	プランに基づき、各地区代表委員が中心となり、啓発活動を行い、地域・市全体の男女共同参画を推進します。	市民協働課
4 男女共同参画プラン推進会議の推進	プランの推進と進捗管理を行い、施策に反映させるよう活動の充実を図ります。	市民協働課

施策2 人権尊重、男女平等の視点に立った教育の推進

施策名	概要	担当課
1 性別にとらわれない進路学習(キャリア教育)の推進	性別にとらわれず、個性や適性に応じて、将来の職業選択や生き方等について学習できるよう進路学習(キャリア教育)を充実させます。	学校教育課 教育研究所
2 総合的な学習の時間等の充実	家庭生活や福祉等に関する体験学習や人権に関する学習の充実を図ります。	学校教育課 教育研究所
3 教育用教材や資料等の点検と活用	学校で使用する教材や資料等は、常に人権尊重、男女平等の視点に立ち、点検、活用します。	学校教育課 教育研究所
4 学校における男女混合名簿の使用	全小中学校において、男女混合名簿の使用を継続します。	学校教育課 教育研究所
5 保護者への啓発	学年・学級懇談会等において、家庭における男女平等教育の重要性を啓発します。	学校教育課 教育研究所
6 教職員に対する男女平等・人権教育研修の実施	男女平等や人権教育に携わる教職員の研修を充実させ、継続的に行います。	学校教育課 教育研究所

施策3 男女平等の視点に立った慣習・しきたり等の見直し

施策名	概要	担当課
1 慣習・しきたりの見直しと意識の改革に向けた取り組み	家庭、地域、職場などにおける「男だから」「女だから」といった性別による固定的な性別役割分担意識の見直しと解消に向け、啓発を行います。	市民協働課
2 講演会・学習会等の開催	固定的な性別役割分担意識の見直しと解消に向け、自治会などの地域団体を対象とした学習の機会を提供します。	市民協働課 生涯学習課

施策4 男女共同参画に関する情報収集・情報提供

施策名	概要	担当課
1 男女共同参画に関する情報収集	国や県の施策等に関する情報収集に努めます。また意識調査の定期的な実施(5年ごと)により、男女共同参画に関する瑞浪市民の意識と現状を把握し、施策に反映します。	市民協働課
2 男女共同参画に関する情報の発信	広報やホームページ、図書館での情報提供や、男女共同参画社会推進委員会の活動等をとおして、男女共同参画意識の向上を図ります。特に広報紙では市民の関心の高い「子育て」や「就業」に関する情報の発信を積極的に行います。	市民協働課 企画政策課
3 男女共同参画の視点にたった広報誌やパンフレット等の作成	市が発行する広報紙やパンフレット等は男女共同参画の視点に立った内容、表現とします。	企画政策課



課題②：人権擁護と配偶者等からの暴力防止への取り組み

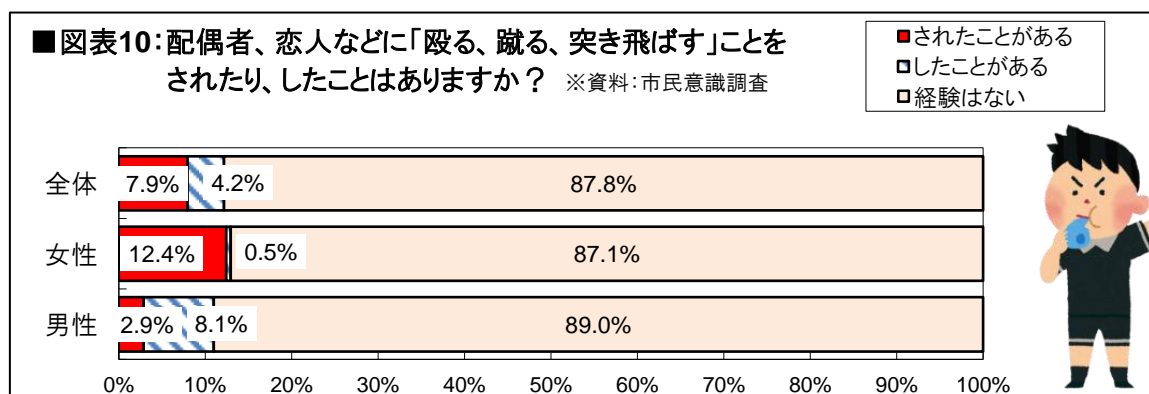
＜現状と課題・今後の方向性＞

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。親密な関係にある男女間で振るわれる暴力「ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」とする）」には身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつけるなど）のほかにも精神的暴力（暴言、交友関係の規制など）や性的暴力（性行為の強制など）、経済的暴力（生活費を負担しない、就労を妨げるなど）が含まれており、これらが重複して振るわれている場合や、被害にあっている女性自身がDVだと認識していない場合もあります。日本では平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行され、DVに対する行政上の取り組みや体制の整備が進みつつあります。

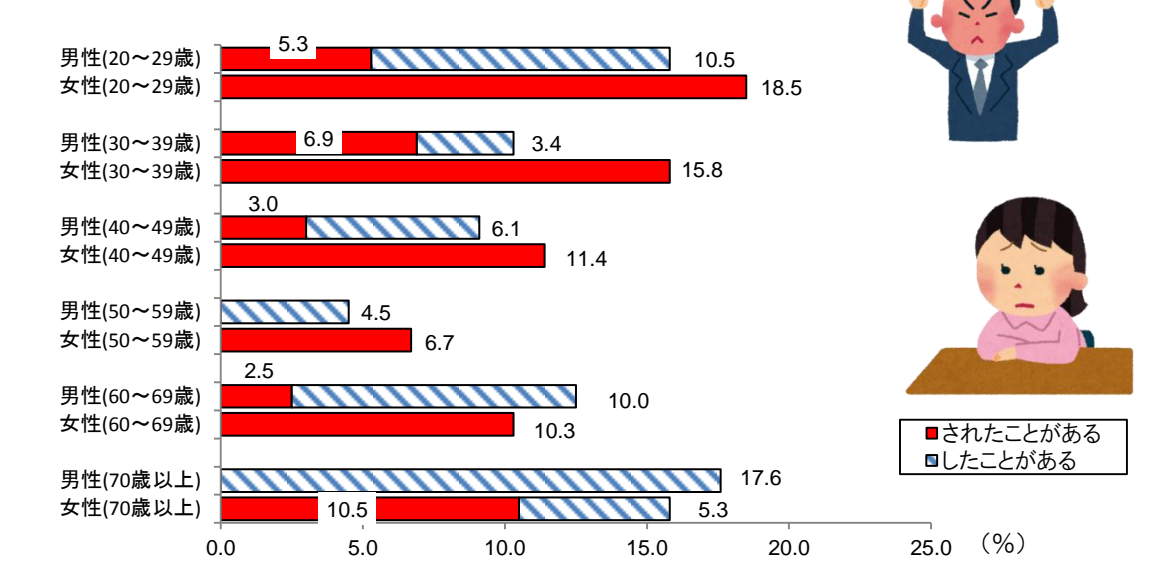
しかし、意識調査によると、「配偶者や恋人に殴られたり、蹴られたり、突き飛ばされたことがある」と回答した女性は全体の12.4%、また「したことがある」と回答した男性は8.1%あり、DVが決して「遠い世界の出来事」ではなく、私たちの身近で起きていることを認識しなければなりません。（図表10）

年代別では、暴力を受けたことがある女性は20代から30代に多く、暴力を振るったことがある男性は、20代と60代以上に多いことから、今後は特に若い世代に対して、「配偶者間の暴力」だけでなく、「交際相手に対する暴力（以下「デートDV」とする）」に関する予防啓発も推進していく必要があります。（図表11）

若い世代におけるDVは、子どもに対する虐待につながる可能性もあり、DVが被害にあった女性だけでなく、将来を担う子どもたちの心と体にも大きな傷を残すおそれがあります。全ての人がある人らしく、生き生きと生活するために、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みが必要です。



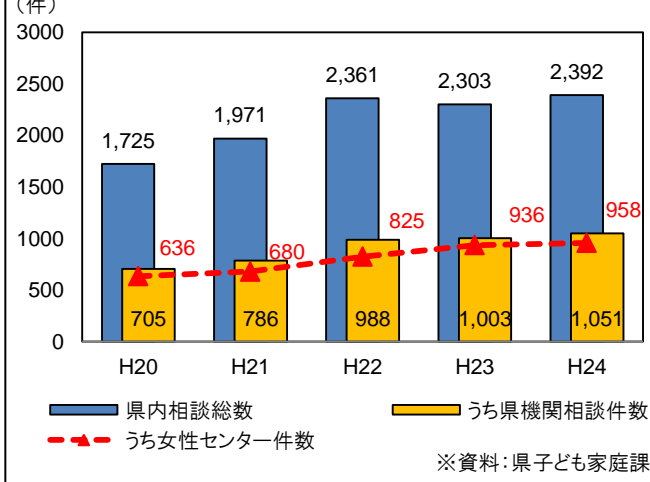
■ 図表11: 配偶者、恋人などに「殴る、蹴る、突き飛ばす」ことをされたり、したことはありますか？(年代別) ※資料: 市民意識調査



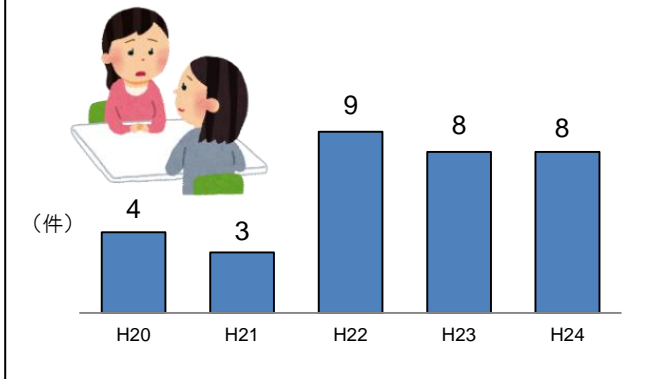
DVに関する相談は、岐阜県では平成24年度中に2,392件あり、その半数以上を市町村が受け付けています。(図表12) 瑞浪市(社会福祉課)における相談件数は、10件未満で推移していますが、相談内容は複雑多様化しており、相談支援体制の充実が必要です。(図表13)

また、意識調査中、「男女間における暴力を防止するために必要なことは？」という質問に対しては、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」、「家庭で保護者が子どもに対して暴力を防止するための教育を行う」、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」などの意見が多くありました。(図表14)

■ 図表12: 県内相談機関におけるDV相談件数



■ 図表13: 瑞浪市DV相談件数



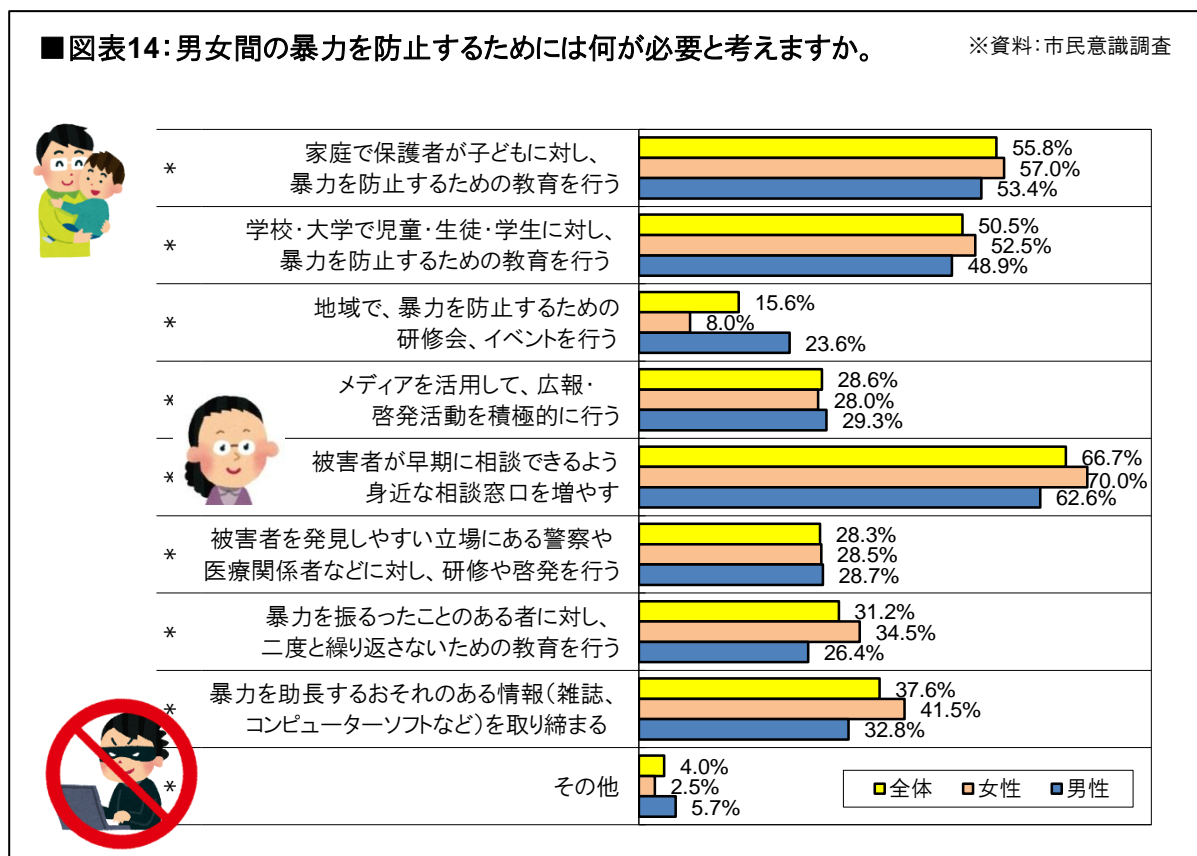
今後は、被害者が相談しやすい体制づくりを進め、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の一時保護から自立に向けた支援（生活支援や就労支援など）までの継続的な支援体制を充実させることが必要です。

また、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりとして、意識啓発や情報提供、特に若年層に対する予防啓発などを行うことで、暴力を容認しない社会風土づくりに努めます。

家庭、学校、地域、職場、そして行政が力を合わせて、瑞浪市の女性の1割以上がDVの被害にあっている現状を早急に改善しなくてはなりません。

■図表14:男女間の暴力を防止するためには何が必要と考えますか。

※資料:市民意識調査

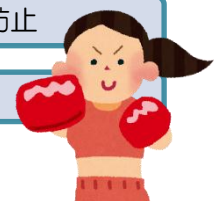


<具体的な施策>

施策1 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、デートDV)の防止

施策2 職場などでの人権侵害(セクシュアル・ハラスメント等)の防止

施策3 被害者に対する相談・支援機能の充実




施策1 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、デートDV)の防止

施策名	概要	担当課
1 女性に対する暴力を許さない意識の醸成	パンフレットの配布や広報誌等による啓発、また学習会の開催等により、女性に対する暴力の根絶に向け、市民の意識を高めます。	社会福祉課 市民協働課
2 若年層に対する交際相手間の暴力防止に向けた啓発の推進	デートDV防止のため、若年層に対する予防啓発を推進します。	社会福祉課 市民協働課

施策2 職場などでの人権侵害(セクシュアル・ハラスメント等)の防止

施策名	概要	担当課
1 事業者への啓発の推進	働きやすい職場環境づくりのため、ハラスメントの未然防止や働き方の見直し・改善に関する啓発チラシやパンフレットを配布するなど、商工会議所との連携による事業者向けの意識啓発に力を入れます。	商工課
2 市・教職員に対するハラスメント防止研修の実施	職場や学校における人権侵害(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント [※] 等)防止のため、市・教職員研修を実施します。	秘書課 学校教育課



「パワー・ハラスメント」とは?
同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為のこと。



施策3 被害者に対する相談・支援機能の充実

施策名	概要	担当課
1 相談窓口の周知	広報紙等を活用し、相談窓口の周知を図ります。	社会福祉課 市民協働課 商工課
2 関係課及び専門機関との連携強化	DVやセクシュアル・ハラスメント被害者からの相談を受けた場合は、速やかに関係する課や専門機関等(県や警察、病院等)に引き継ぎができるよう情報交流や連携強化に努めます。	社会福祉課 市民協働課 商工課
3 DV被害者への支援の充実	DVの内容により、被害者を一時保護し、自立して生活できるように専門機関等と連携し、生活支援、就労支援等、自立に向けた継続的な支援を行います。	社会福祉課
4 職場のトラブル相談に関する情報提供と関係機関との連携強化	職場のトラブル(セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等)について、関係機関との連携を強化し、就業者への情報提供に努めます。	商工課
5 市職員に対する相談窓口の設置	速やかかつ適切に対応できる相談窓口を設置します。	秘書課

課題③：生涯を通じた健康づくりの支援

<現状と課題・今後の方向性>


全ての人がある人らしく、生き生きと能力を発揮するためには、心身ともに健康でなければなりません。そのためには男性と女性の双方が互いの身体的な違いを十分に理解し、尊重しあった上で、正確な知識や情報を入手し、主体的に健康管理に取り組むことが大切です。

市民一人ひとりが、生涯を通じて、性差や健康状態、年齢に応じて、適切に自己管理ができるように、健康教育や各種健診の実施、また相談体制の充実など、総合的に市民の健康づくりを支援していきます。

特に女性については、女性特有の検診の実施や妊娠・出産期、母親と子どもの健康管理など、人生の各段階に応じた適切な健康管理の推進が大切です。瑞浪市では、妊婦健康診査費用の助成や妊婦学級時の歯科健診、ハイリスク妊婦への継続的な健康支援など妊娠・出産期の健康支援とともに、子どもの健診時に合わせた母親の歯科健診や健康チェックなどを実施しています。今後も市民が安心して子どもを産み、育てることができるよう、また生涯をとおして健康的な生活を送るための基盤づくりができるよう、健康面からのサポートに努めます。

少子高齢化や生活の多忙化、人間関係の希薄化などにより、スポーツや運動をする人や機会が減少する懸念もあります。スポーツや運動には、体力づくりや交友関係の拡大、ストレス解消などの効果も期待できることから、誰もが地域の中で気軽にスポーツを楽しむことができる施設を整備し、幅広い年代層の市民が多種多様なスポーツやレクリエーションに親しみ、交流を深めることができる環境づくりが必要です。

心身ともに健康な生活を送るためには、働く人が一日の大半を過ごす職場の環境整備も重要です。事業主を対象とした就業者の健康管理に関する啓発や、妊娠中や出産後の働く女性の健康を守るための「母性健康管理指導事項連絡カード※」の利用促進などの働きかけを継続していきます。

 「母性健康管理指導事項連絡カード」とは？ 妊娠中・出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項や必要な措置を、事業主が正確に知るためのカードです。男女雇用機会均等法では、事業主に対して、妊娠中及び出産後の女性労働者に必要な母性健康管理の措置の実施を義務づけています。

<具体的な施策>


施策1 年代に応じた健康づくりの支援

施策2 性差に応じた健康づくりの支援



施策1 年代に応じた健康づくりの支援

施策名		概要	担当課
1	健康診査等の受診勧奨と保健指導の実施	30歳代健診、特定健診(40歳から74歳)などの受診勧奨と保健指導を行い、生活習慣病の発症や重症化を防ぎます。	健康増進課 保険年金課
2	節目がん検診の実施及び受診率の向上	20歳から5歳ごとの節目年齢の人に無料クーポン券を送付する等、受診を促す取り組みを実施します。	健康増進課
3	健康に関する相談事業の充実	栄養相談、精神相談、健診結果等に関する相談の機会を設け、年代に応じたきめ細やかな対応に努めます。	健康増進課
4	健康意識を向上させるためのイベント等の開催	健康まつりにおいて、健康講演会や家族で参加できるウォーキングなどを実施します。	健康増進課
5	就業者の健康管理を促進するための事業者への啓発	働く人が心身ともに健康に働けることができる職場環境づくりのために、啓発チラシの設置や事業者に対する情報提供を行います。	商工課
6	健康づくりの機会の充実	スポーツ施設の整備や各種スポーツ教室の開催により、幅広い年齢層の市民に健康づくりと交流の機会を提供します。	スポーツ・文化課
7	こころの健康づくりの充実	ストレスやメンタルヘルスという言葉が日常的に耳にするようになり、こころの健康づくりは身近な問題となっています。自分や周囲の人たちのこころの変化に早い段階で気づき、対処できるようこころの健康に関する正しい知識の普及やゲートキーパー [※] の養成、「こころの体温計 [※] 」や精神保健相談等の周知、活用を進めます。	健康増進課

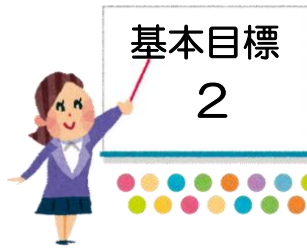


「ゲートキーパー」とは？
悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

「こころの体温計」とは？
携帯電話やパソコンを利用して、ストレスや落ち込み度を気軽にチェックできるシステムです。瑞浪市のホームページにて利用できます。

施策2 性差に応じた健康づくりの支援

施策名		概要	担当課
1	学校における人権意識に基づいた性教育の推進	全小中学校で、人権尊重を基盤とした性教育を実施し、子どもたちから男女の特性を正しく理解し互いを尊重しあう姿勢を身につけるよう指導します。	学校教育課
2	乳がん・子宮がん等がん検診受診の勧奨	女性の生涯にわたる健康管理を推進するため、子宮がん・乳がん検診等女性独自の健康診断の受診を広報紙や案内チラシで勧奨していきます。	健康増進課
3	妊娠中の女性の健康支援	母子手帳交付時に妊婦健康診査の受診券を交付し、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減により、安心・安全な妊娠・出産につなげるとともに、ハイリスク妊婦には継続した健康支援を行います。また働く妊婦の健康を守るために事業者向けの啓発チラシの配布などを行い、妊婦が働きやすい職場環境づくりを推進します。	健康増進課 商工課
4	子育て中の女性の健康支援	子どもの健診時に母親の歯科検診や血液検査を行います。母親の健康意識を高めることで、家族全体の健康管理につなげます。	健康増進課



あらゆる分野における男女共同参画の推進

課題①：政策・方針等の決定における男女共同参画

<現状と課題・今後の方向性>

市の政策や方針は、市民一人ひとりの生活に大きな影響を与えることから、政策・方針等の決定過程における女性の参画拡大は、市民の意見を公平公正に反映するために、非常に重要です。

本市における「各種審議会等における女性委員の構成率」は、近年 25%前後で推移しており、国が目標とする「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度」を達成するためには、職指定（いわゆる「充て職」）による委員選出の見直しや公募制の採用拡大、審議会等に委員を推薦している団体などに対する女性割合の確保に関する協力依頼などの取り組みを積極的に進めていく必要があります。（図表 15）

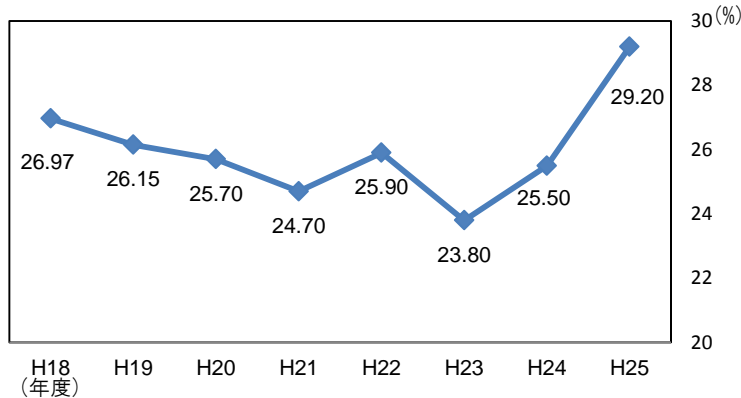
また、家庭とともに最も身近な暮らしの場である「地域」においては、高齢化や過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加など、様々な変化が生じており、男女が力を合わせて担わなければ、立ちいかなくなる状況にあります。こうした中で、行政だけでなく市民と行政がともに考え、ともに行動する「協働のまちづくり」を実践し、地域力を高めていくためには、地域における方針決定過程への女性の参画拡大、特に自治会やまちづくり組織における女性役員の登用や自主防災組織への女性の参画を進めるなど、女性の意見を反映させ、男女がともに活躍できる組織づくりが急務です。（図表 16）

<具体的な施策>

- | | |
|------|-------------------|
| 施策 1 | 審議会等における女性の参画の推進 |
| 施策 2 | 女性リーダーの育成 |
| 施策 3 | 自治会活動における女性の参画の推進 |



■ 図表 15: 瑞浪市における審議会等への女性委員の登用率



※資料: 市民協働課



■ 図表 16: 区長に占める女性の割合 ※資料: 市民協働課

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
区長人数	113	113	113	113	112	112	112	112	112	111
うち女性区長の人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1


施策 1 審議会等における女性の参画の推進

施策名	概要	担当課
1 各種審議会・委員会への女性委員の登用推進	市が設置する各種審議会・委員会等への女性委員の登用拡大に努めます。委員の職指定(いわゆる「充て職」)の見直しや公募制の採用拡大、推薦団体への協力依頼等に取り組みます。	企画政策課 市民協働課 各課
2 女性人材リストの作成	より多くの女性が、市の政策・方針等の決定過程に参画できるように、女性の人材リストを作成し、審議会等の委員候補者を選出する場合などに活用します。	市民協働課 各課

施策 2 女性リーダーの育成

施策名	概要	担当課
1 男女共同参画社会推進委員会の活動の充実	各種事業を企画・運営する中で、他地区の委員や地域で活動する他の団体のリーダーとのネットワークづくりや市政への興味・関心を深める等、リーダーとしての資質を高めます。	市民協働課
2 市管理職等への女性の登用推進	適正な勤務評定により、性別によらず、能力に基づく管理職への登用を行います。	秘書課

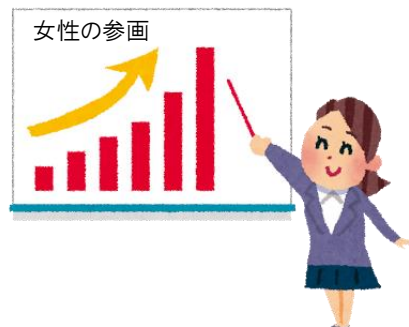
3	女性の能力発揮を促す講座の実施	県や労働局、商工会議所等と連携して女性の能力発揮のための講座を開催します。	商工課
4	女性が能力を発揮しやすい職場環境づくり	労働時間の短縮やフレックスタイム制度 [※] の導入、年次有給休暇の積極的な取得、育児・介護休暇制度の設置と利用促進、また男性が育児や介護に参加しやすい職場環境づくりについて、事業者に情報提供を行い、女性が能力を発揮しやすい職場環境づくりを促進します。	商工課
5	女性のネットワークづくりの推進	男女共同参画社会推進委員会、PTA 連合会母親委員会、幼稚園母親学級、生活学校等の活動支援をとおり、リーダー的人材を発掘し、ネットワークづくりを進めます。	市民協働課 生涯学習課



「フレックスタイム制度」とは？
1か月以内の一定期間(清算期間)における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し、働く制度のこと。

施策3 自治会活動における女性の参画の推進

施策名	概要	担当課
1 性別による偏りのない組織づくりの推進	自治会やまちづくり組織等において、性別による役割分担をなくし、能力や個性を活かして活動に参画できるよう意識改革を進めます。地域の集まりで男女共同参画の必要性について情報提供を行う等、女性が参加しやすい環境づくりに努めます。	市民協働課 各コミュニティーセンター
2 自治会役員への女性の登用促進	自治会の方針決定においては、男女双方の意見を反映することが重要であることから、女性の役員登用を促進し、女性の意見が反映されやすい体制づくりを推進します。	市民協働課 各コミュニティーセンター



課題②：地域活動における男女共同参画

＜現状と課題・今後の方向性＞

本市では「住民主体のまちづくり」の担い手として、市内8地区においてまちづくり推進組織が設立され、地域の課題解消や活性化のために活動しています。しかし、人口減少や少子高齢化などの影響により、事業実施者、参加者ともに固定化する傾向が現れており、地域力の低下が懸念されます。今後は地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、女性の視点を取り入れることで、まちづくりや地域おこし、文化の伝承など、地域活動に男女ともに多様な年齢層の参加促進を図ることが大切です。

また、平成23年に発生した東日本大震災を含む過去の災害対応の経験から、防災、減災、復旧、復興などの各段階において、男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が、広く認識されました。

例えば、東日本大震災における避難所などでの生活に関しては、「女性用品や衛生用品などの生活必需品が不足した」、「授乳や着替えをするための場所がなかった」、「『女性だから』ということで当然のように食事準備や清掃などを割り振られた」、「女性や子どもに対する暴力が発生した」などの報告があり、平常時における男女共同参画の課題が、災害時には一層顕著に現れる傾向が指摘されました。このことから、日頃からの男女共同参画の推進が、防災や減災、復興を円滑に進めていくためにも大変重要だといえます。

本市でも、女性団体による防災訓練への参加は増加傾向にあるものの、防災・減災分野における政策・方針決定過程への女性の参画割合が低いため、地域防災計画などに女性の意見が反映されにくく、男女のニーズの違いや子育て家庭などのニーズが十分配慮されていないなどの課題があります。(図表17) 今後は、防災会議への女性委員の登用促進や女性の消防団員、防災リーダーの育成などに努めることで、女性、子ども、高齢者など、地域における生活者の多様な視点を防災・減災対策に反映させ、地域の防災力の向上を図ります。(図表18)

また、環境保全などに関する市民の関心を高め、一人ひとりの生活様式を環境への負荷がより小さいものへと変えていくためには、環境に関する女性の高い関心や知識・経験などを身近な生活圏のみならず、より広い範囲の環境活動に活かしていくことも必要です。しかし、環境問題に関する政策・方針決定過程への女性の参画はまだ十分とはいえないことから、今後、環境分野における女性の参画を進めていくとともに、市民一人ひとりが地

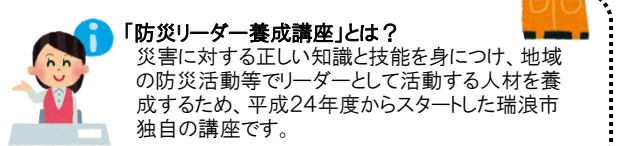
球環境に関心を持ち、行動していくきっかけづくりとして、地域清掃やマイバッグ運動、省エネモニター事業など、身近な取り組みも継続していきます。

■図表 17:防災会議委員に占める女性の割合 ※資料:企画政策課

年度	H20	H21	H22	H23	H24
委員数	19	19	19	19	23
うち女性委員	0	0	0	0	2
女性の割合	0%	0%	0%	0%	8.7%


■図表 18:防災リーダー養成講座※受講者に占める女性の割合 ※資料:市民協働課

年度	H24	H25
受講者数	49	23
うち女性	4	2
女性の割合	10.2%	8.7%



「防災リーダー養成講座」とは？
災害に対する正しい知識と技能を身につけ、地域の防災活動等でリーダーとして活動する人材を養成するため、平成24年度からスタートした瑞浪市独自の講座です。

<具体的な施策>



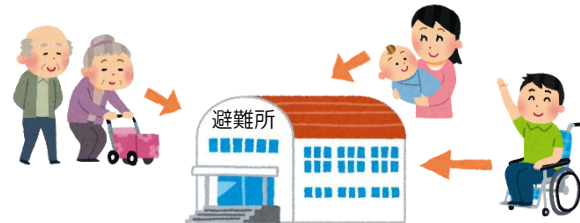
- 施策1 まちづくり活動等における男女共同参画の推進
- 施策2 防災分野における男女共同参画の推進
- 施策3 環境活動等における男女共同参画の推進

施策1 まちづくり活動等における男女共同参画の推進

施策名	概要	担当課
1 まちづくり推進組織における女性役員の登用推進	女性の参画が増えることで、まちづくりの方針決定や組織運営に女性の意見が反映され、老若男女がともに住みよいまちづくりにつながることが期待されることから、性別による役割分担(「組織の長は男性」)等、慣習やしきたりを解消し、女性役員が増えるよう意識啓発を行います。	市民協働課 各コミュニティーセンター
2 まちづくり講演会等、研修機会の充実	市民一人ひとりがまちづくり活動の担い手としての自覚を高める機会として、講演会や研修会を開催します。特に女性が地域で活躍するきっかけとなるよう自治会や各種女性団体等に働きかけを行い、女性の積極的な参加を促します。	市民協働課 各コミュニティーセンター
3 地域活動、ボランティア活動への男女の参画の推進	福祉活動や地域活動、ボランティア活動に子どもや高齢者、女性、男性を問わず誰もが気軽に参加できるよう、研修や活動機会に関する情報提供と条件整備を充実させ、地域の中で互いに支え合う取り組みを支援します。	生涯学習課 社会福祉課

施策2 防災分野における男女共同参画の推進

施策名		概要	担当課
1	防災会議における女性委員の登用	防災会議委員に女性を登用し、女性の意見を防災計画や防災体制等に取り入れます。	企画政策課
2	自主防災組織への女性の加入推進	自治会組織における自主防災組織への女性の加入を推進し、地域の防災活動に女性の視点を反映するとともに、災害時における女性の活躍の場を確保します。	市民協働課
3	女性消防団員の入団促進	地域における消防防災の中核となる消防団に女性の入団を促進し、地域の防災力の向上と消防団の活性化を図ります。	消防本部
4	防災訓練への参加促進	女性が地域防災の担い手として活躍できるよう、地域で行われる防災訓練への女性の積極的参加について、働きかけを行います。	企画政策課
5	防災リーダー養成講座の開催	災害に対する正しい知識と技能を持つ地域の防災リーダーを養成するため、防災リーダー養成講座（防災士資格取得可能）を開催します。各自治会、まちづくり推進組織などに女性の参加を呼びかけます。	市民協働課
6	防災講演会等、研修機会の充実	日頃の防災意識の向上を図るため、防災講演会を開催します。自治会、まちづくり推進組織、女性団体等に女性の参加を呼びかけます。	市民協働課
7	男女のニーズに配慮した避難所の備蓄品の充実	避難所における安心・安全とプライバシー確保のため、防災倉庫にパーテーション（間仕切り）を配備します。授乳用及び着替え用のパーテーションも配備します。	企画政策課



施策3 環境活動等における男女共同参画の推進

施策名		概要	担当課
1	協働による環境美化の推進	市民、各種団体、行政との協働により、土岐川河川清掃や松野湖クリーン作戦を実施し、水質汚濁防止と環境保全を促進するとともに、地域清掃を通じ住みよい生活環境の実現に努めます。	環境課
2	環境施策決定への女性の参画の拡大	環境審議会、廃棄物減量等推進審議会等の環境政策の審議機関への女性や女性団体の代表の参画を拡大します。	環境課
3	環境活動に係る地域リーダーの育成	市民の自主的な環境活動への取り組みを推進するため、環境活動に係る地域リーダーの育成を図ります。	環境課
4	マイバック運動の推進	マイバックの利用推進などにより、プラスチックごみの削減を推進していきます。	環境課
5	省エネモニター事業の実施	二酸化炭素等の温室効果ガス排出削減の取り組みとして、日常生活の中で使用する電気・ガス・水道などの使用量を調べ、家庭での省エネ意識を高めます。	環境課



課題①：仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する意識の啓発

<現状と課題・今後の方向性>

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは、人それぞれの希望に応じて、「仕事」と、子育てや介護、地域活動、趣味や学習などの「仕事以外の生活」の調和がとれている状態をいいます。望ましい生活のバランスは、人によっても違いますし、仕事を頑張りたい時期、出産や子育てに比重を置きたい時期、介護を行う必要がある時期など、人生における時期によっても、何を大切にするのかは変化するものです。「今は何よりも仕事を頑張りたい」と思い、頑張っている人を否定するものではありません。

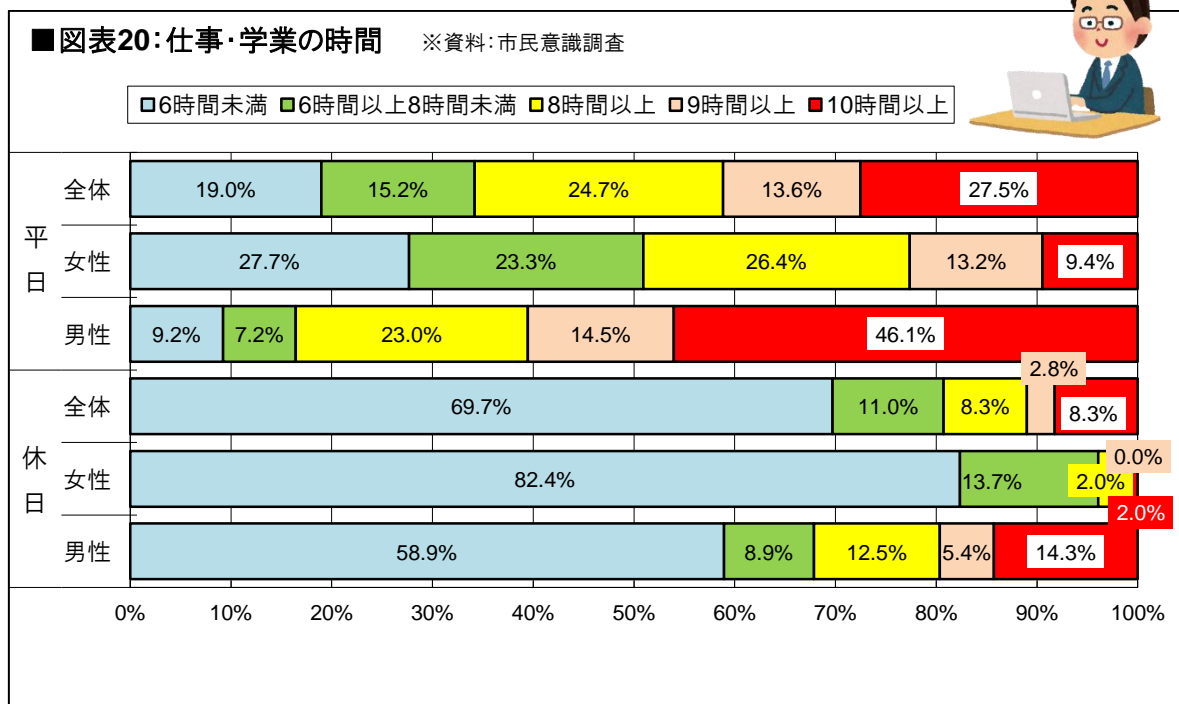
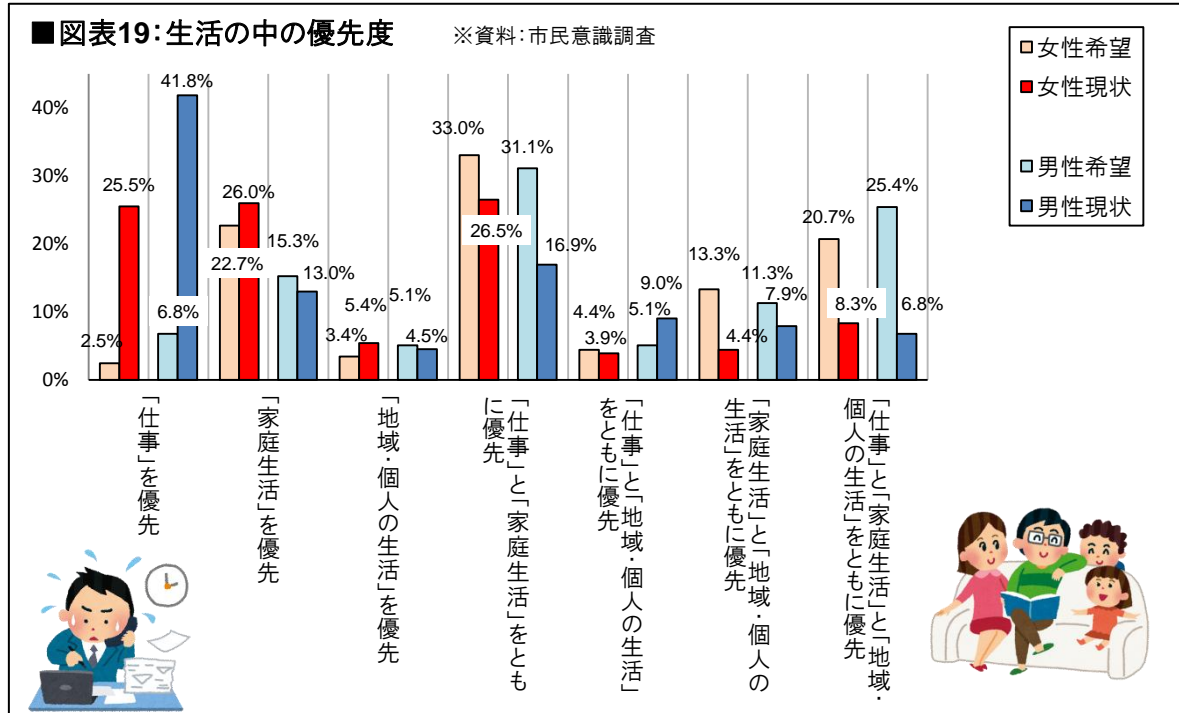
意識調査で「生活の中で優先したいこと(希望)」と「優先していること(現状)」を尋ねたところ、「仕事優先の生活」を希望する人は、男女ともに低い割合でしたが、現状では「仕事を優先」している人が大変多いことから、仕事とそれ以外の生活を理想的なバランスで実現するのは、困難な状況にあることがわかります。(図表 19)

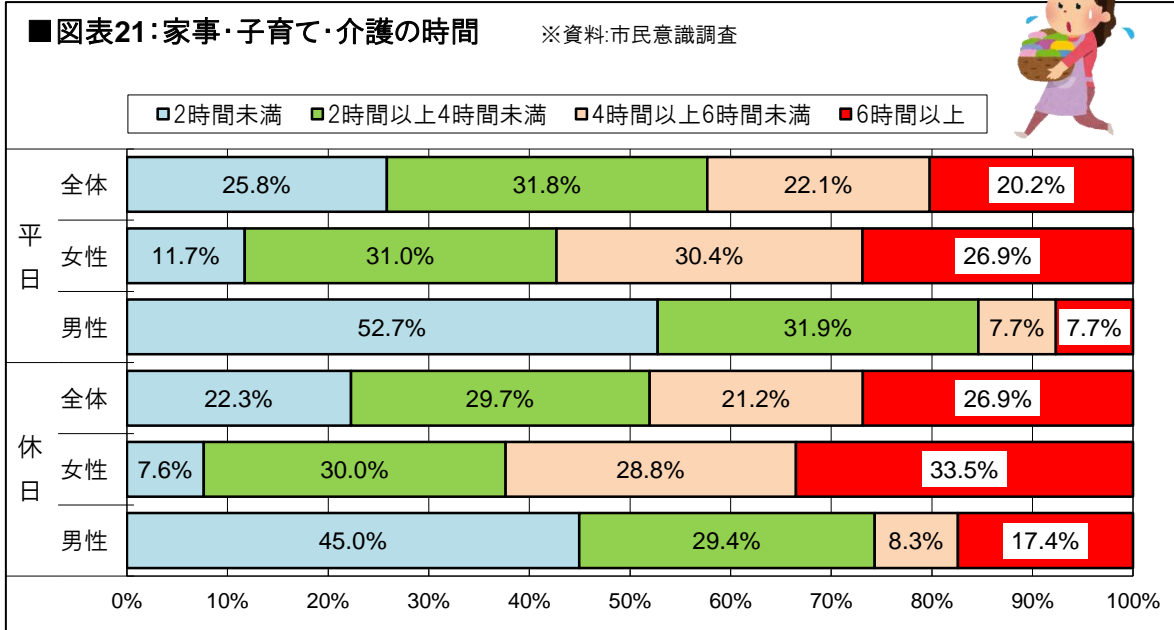
仕事を優先する傾向は、特に男性に顕著で、希望としては「仕事と家庭生活を両立させたい」、「仕事と家庭や地域、個人生活を両立させたい」人が多いにもかかわらず、現実には、男性の多くが仕事を優先し、長時間の労働に従事している状況にあります。(図表 20)一方、女性は男性と比較し、平日、休日ともに家事や子育て、介護などに多くの時間を費やしており、家庭における責任の多くを担う傾向にあります。(図表 21)

長時間労働を前提とした働き方は、男性の健康をおびやかすだけでなく、男性の家庭生活へのかかわりや、女性の就労や政策・方針決定過程への参画を困難にするなど、多くの問題の要因となっています。

少子高齢化が進み、人口が減少していくと、これまで以上に、仕事と仕事以外の役割(子育て・介護、地域活動等)の両方を担う必要のある人が増えていきます。その中には様々な職業経験をとおして積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加などをより重視する人などもおり、これまでの働き方の見直しや、多様な働き方への対応が模索されています。誰もがやりがいや

充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、仕事以外の役割についても取り組むことができるよう、仕事と生活の双方の調和に関する意識啓発に取り組みます。





<具体的な施策>

施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

施策名	概要	担当課
1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	広報やホームページ、PTA 懇談会や学校からの通信等を活用し、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供や、普及・啓発を図ります。	市民協働課 学校教育課 教育研究所
2 事業者に対する啓発活動の推進	チラシやパンフレットの配布、研修・講座等の紹介など、事業者に対する啓発活動を行います。	商工課

家族で食事、嬉しいね。



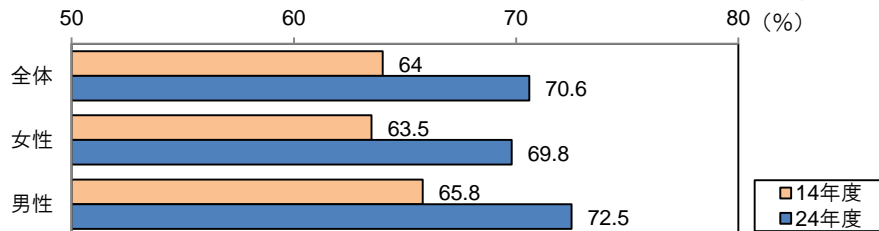
課題②：家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進

＜現状と課題・今後の方向性＞

かつては「夫が働き、妻は専業主婦として家庭での役割を担う」という姿が一般的でしたが、現在、瑞浪市では仕事についている女性は約7割にのぼり、男性とほとんど差がありません。(図表 22) 意識調査でも「男性は外で働き、女性は家庭をまもるべき」という考え方に賛成しない人の割合は、男女ともに過半数を超えています。(図表 25) しかし、実際には家事や育児、介護など家庭における役割の多くを女性が担っていることや、「男性の家事や子育て、介護、地域活動への参加を進めるために必要なこと」を尋ねる設問に対して、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」、「男女の役割分担についての社会通念、慣習などを改めること」を挙げる人が多いことから、男女の固定的な性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」は、いまだに生活の中に根強く残り、働き方や生活様式の変化に追いついていない現状がうかがわれます。(図表 26)

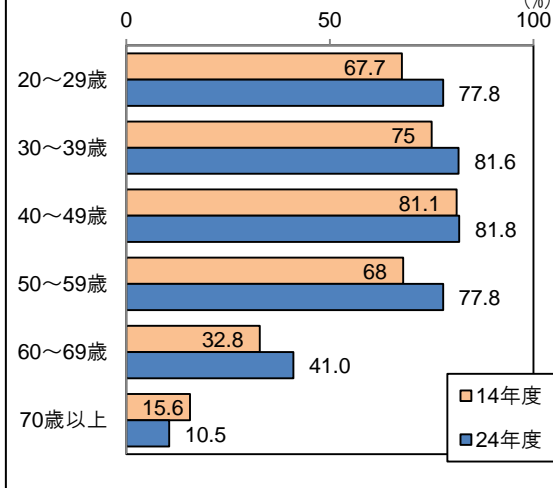
■図表 22: 現在、仕事をしている人の割合(14年度・24年度比較)

※資料: 市民意識調査



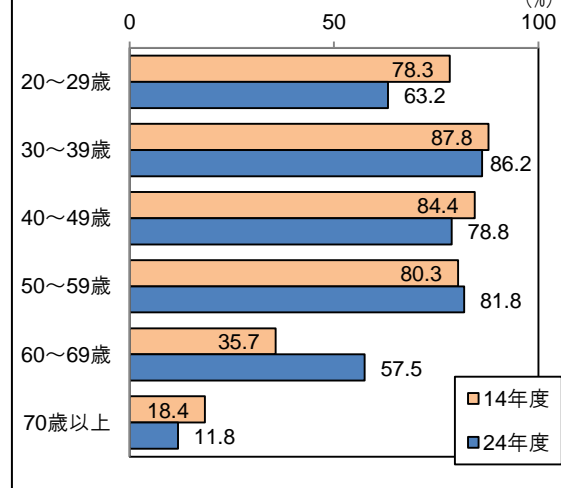
■図表 23: 現在、仕事をしている人の割合(女性)

※資料: 市民意識調査



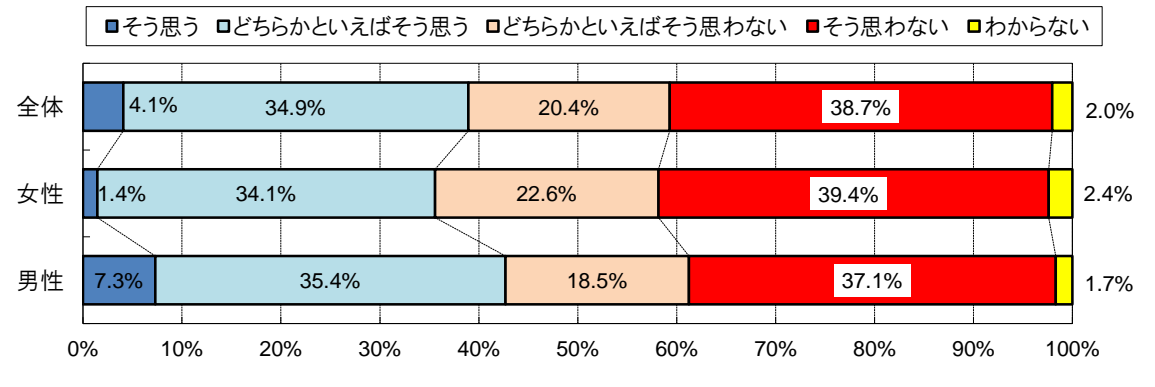
■図表 24: 現在、仕事をしている人の割合(男性)

※資料: 市民意識調査



■ 図表25: 男性は外で働き、女性は家庭をまもるべき？

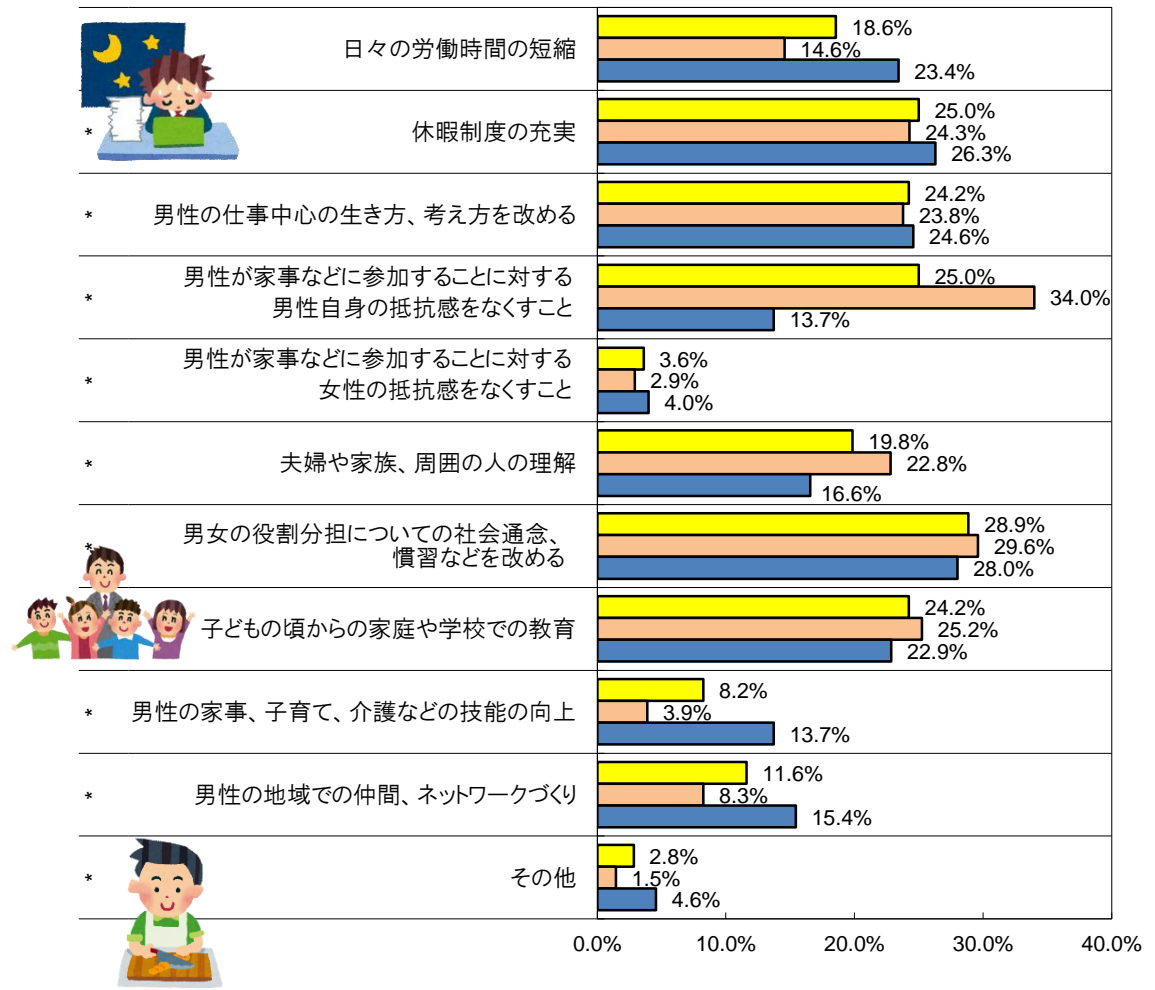
※資料: 市民意識調査



■ 図表26: 男性の家事や子育て、介護、地域活動への参加を進めるために必要なことは？

※資料: 市民意識調査

■ 合計 ■ 女性 ■ 男性



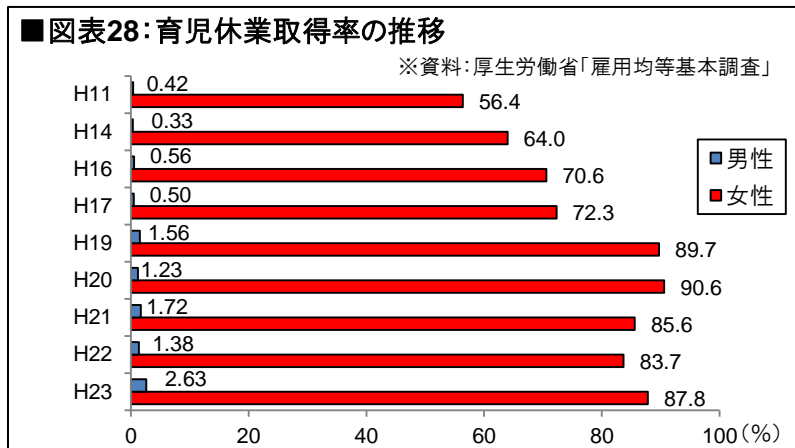
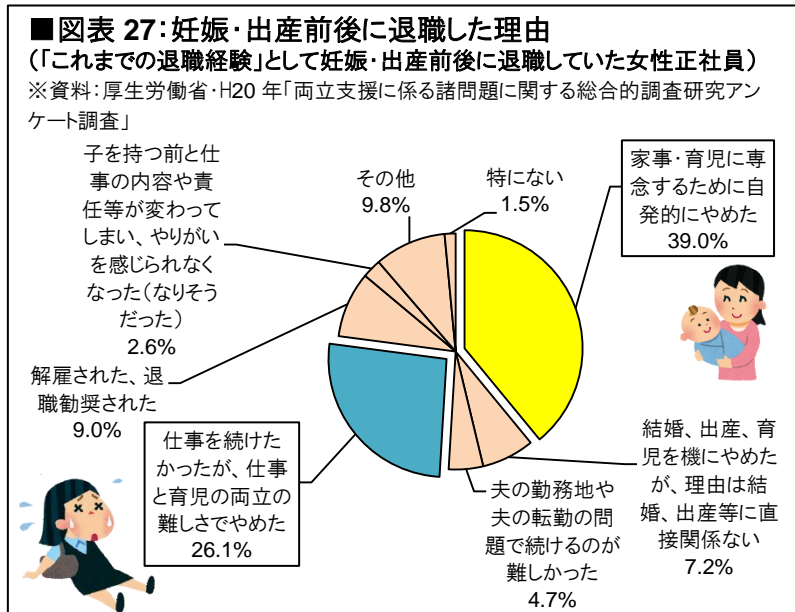
子育ての分野においては、「子育てはお父さんとお母さんによる協働事業」であることを社会全体が認識し、それを支援していくことが重要です。

日本では、出産前に正社員として働いていた女性のうち、約6割が第一子出産を機に退職しており（国立社会保障・人口問題研究所

「第14回出生動向基本調査（平成22年夫婦調査）」より、厚生労働省が行った調査では、妊娠・出産前後に退職した女性の多くが、退職の理由として「家事・育児に専念するために自発的にやめた」、「仕事を続け

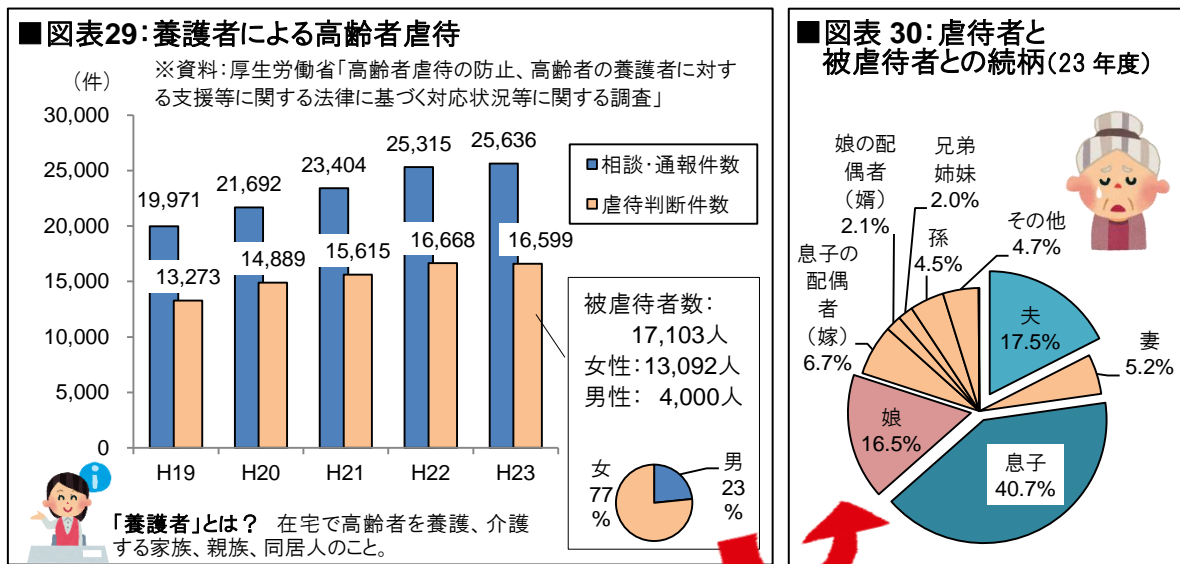
たかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた」をあげています。（図表27）育児休業の取得率についても、女性の取得率は平成11年と比較し、大幅に伸びていますが、男性についてはほとんど取得されておらず、制度の整備は進んでいるものの、「男性は仕事、女性は家庭」という性別による役割分担意識が、女性の就労や男性の育児参加に大きく影響していることがわかります。（図表28）

瑞浪市では、育児の責任や喜びを男女がともに分かち合うために、男性の積極的な育児へのかかわりを支援しています。妊娠期の両親学級や出産後の「新パパママのつどい」などの取り組みでは、父親と母親がそろって参加する機会を提供することで、男性が父親としての自覚をもち、育児に主体的に参加する意欲を高めることや、育児中の家庭同士の交流を促進しています。また、保育サービスや地域子育てサポートシステムの充実など、「子どもの健全育成」と「女性の就労や社会参加」との両立を支援する取り組みに力を入れています。



介護の分野については、高齢者世帯や独身者の増加、同居家族の減少など、家族の形態も大きく変化し、家庭内に介護の協力者がいない状態で、男性が介護の担い手にならざるを得ない場合も増えています。しかし、介護による過度の負担や認知症の高齢者と接するストレスが、高齢者への虐待につながるケースもあり、厚生労働省の調査によると、平成23年度には虐待と判断された事例が16,599件、虐待を受けたと判断された人は17,103人に上り、そのうちの約8割を女性がしめています。また虐待をした人の内訳は、「息子」が最も多く40.7%、ついで「夫」が17.5%となっています。(図表29、30)

今後は介護に必要な心構えや知識、技術を学ぶ機会として、また介護者同士の交流の場として介護教室などを設け、特に男性の参加を促していきます。また孤立しがちな介護者への支援や相談体制の充実などの取り組みに力を入れる必要があります。



また、高齢者が健康で生き生きと生活するための支援も重要です。瑞浪市で仕事についている人の割合は、平成14年からの10年間で男女ともに6%以上増え、中でも60代男性の就業率は2割ほど増加しており、健康で経験豊かな高齢者の活躍が進んでいることが分かります。(図表22、23、24) 高齢者が自身の健康管理に取り組み、健康で自立した生活を少しでも長く継続できるよう、介護予防教室や生活支援サービスの充実を図ります。

今後、少子高齢化による生産年齢人口の減少が進むにつれ、女性や高齢者など多様な人材に活躍していただくことの重要性はますます高まります。男女が協力して家庭生活を担うために、また全世帯の約4割を占める高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が、安心して自立した生活を送るために、男性への意識啓発とともに、育児や介護への支援の充

実、また育児や介護に携わる人や高齢者が孤立しないよう相談体制の整備を進める必要があります。(図表 31)



■図表 31:瑞浪市における高齢者のいる世帯の推移 ※資料:国勢調査

世帯分類	年	H2	H7	H12	H17	H22
総世帯数		10,925	12,010	12,889	13,597	13,538
65 歳以上の高齢者がいる世帯		4,106 (37.6%)	4,951 (41.2%)	5,720 (44.4%)	6,300 (46.3%)	6,773 (50.0%)
高齢者単身世帯		351 (8.5%)	489 (9.9%)	686 (12.0%)	925 (14.7%)	1,196 (17.7%)
高齢者夫婦世帯		546 (13.3%)	824 (16.6%)	1,066 (18.6%)	1,326 (21.0%)	1,466 (21.6%)

<具体的な施策>

- 施策 1 家庭生活における男女共同参画の推進
- 施策 2 子育てへの支援
- 施策 3 介護への支援
- 施策 4 高齢者への支援



施策 1 家庭生活における男女共同参画の推進

施策名	概要	担当課
1 男性の家庭生活への参加促進のための情報提供と啓発	家庭生活において、男女がともに家事や育児、介護に取り組むよう意識啓発を行います。	市民協働課
2 男性の子育て参加の促進	両親学級や男性のための育児教室を開催し、生活習慣の見直しや、親になる心構え、父親の育児参加の意識を高めます。	健康増進課 社会福祉課 生涯学習課
3 市男性職員の育児参加の促進	子どもの出生時における父親の配偶者出産休暇や男性の育児参加のための休暇・休業について、職員に対する意識啓発を行うとともに、取得しやすい職場環境づくりに努めます。	秘書課
4 男性の介護の担い手としての自覚の醸成	男性が介護の担い手としての自覚を持ち、主体的に介護にかかわるために、介護サービス等に関する情報提供や、介護に対する心構えや知識、技術を学ぶ介護教室の開催と周知を行います。特に介護教室は、孤立しがちな介護者同士の交流の機会でもあるため、特に男性の参加促進に努めます。	高齢介護課
5 学校における懇談会や通信等を通じての啓発	家庭における男女共同参画について、人権尊重、男女平等の立場から、啓発を行います。	学校教育課 教育研究所

施策2 子育てへの支援

施策名		概要	担当課
1	妊娠期の健康支援	妊婦健診費用の一部助成やハイリスク妊婦の継続支援、妊婦学級等の開催など、母子の健康と安全なお産のための支援を充実させます。	健康増進課
2	親子の健康管理と育児に関する相談事業の充実	乳幼児健診時に親子の健康状態の把握と、生活面、栄養面、歯科保健、予防接種等、育児全般についての保健指導、育児相談を行います。同時に育児家庭の孤立や虐待の防止・早期発見に努めます。	健康増進課 社会福祉課
3	保育サービスの充実	多様な子育て支援のニーズに対応するため、保育サービスの充実に努めます。仕事や傷病で病後児の保育が困難な場合に利用できる「みずなみ病後児保育所」について、積極的に広報し、利用を促進します。	社会福祉課
4	放課後児童クラブの支援	放課後の子どもたちの居場所を確保するため、地域的にバランスのとれた放課後児童クラブの配置と安定した運営の支援に努めます。	社会福祉課
5	地域子育てサポートシステムづくりの推進	子育てに係る相談、助言、情報提供等の援助とともに、地域の人材を活用し、一時保育を支援するファミリーサポートセンター※の充実を図ります。また、サポート提供会員を増員するため、子育て支援団体や地域団体と連携を進めます。	社会福祉課
6	ひとり親家庭の経済的自立の支援	ひとり親家庭は増加傾向にあり、児童扶養手当の支給や生活資金の貸付、また福祉医療費の助成等の経済的支援と、自立に向けた訓練や講座等の就労支援を行います。また制度に関する周知や、関係課間での情報共有と連携強化を推進します。	社会福祉課 保険年金課
7	ひとり親家庭に対する相談事業の充実	家庭児童相談員による養育指導や助言を行い、子どもの健全育成を図るとともに、複雑な事案については、適切に他の支援機関へつなぎ、連携して支援を行います。	社会福祉課
8	子育て・家庭教育講座、親子交流、世代間交流事業等の開催	文化センターや公民館、児童館等で、親子がそろって参加できる講座や行事、子どもと高齢者の交流できる事業を実施します。	生涯学習課 社会福祉課 各公民館
9	小児救急体制と産科の整備支援	本市で唯一の公的病院である東濃厚生病院で、将来、小児科医、産科医として勤務を希望する医学生に奨学金を貸し付け、小児科医、産科医を確保し、安心して産み育てることができる環境を整えていきます。	健康増進課



「ファミリーサポートセンター」とは？

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との連絡、調整を行う機関です。市内の一部の子育て支援センターで受付をしています。



施策3 介護への支援

施策名		概要	担当課
1	介護保険制度の周知と相談窓口の充実	家族構成の変化(同居家族の減少、独身者の増加等)により、一人で介護を担うことが増え、心身ともに大きな負担を抱える人や、仕事との両立に問題を抱える人が増えると予想されます。介護者を孤立させず、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度を広く周知するとともに、相談窓口の充実を図ります。	高齢介護課
2	介護保険サービスの充実	様々なニーズに対応できるよう、サービスの充実に努めます。	高齢介護課
3	介護保険外のサービスの充実	健康をできるだけ維持し、住み慣れた地域で元気に過ごすために、介護予防サービスや自立して暮らし続けるための生活支援(配食等)の充実を図ります。	地域包括支援センター
4	介護教室・講座の開催	男女がともに介護を担うために介護の知識や技術が身につく介護教室等を開催します。特に男性が介護の担い手としての自覚を持ち、主体的に介護にかかわれるよう講座の充実を図ります。	高齢介護課
5	介護予防教室の充実	介護予防教室等を開催し、高齢者が自身の健康管理に留意し、自立した生活をできるだけ継続できるよう意識づけを図ります。	地域包括支援センター
6	介護者同士の交流の促進	介護者が孤立しないよう、介護者同士の交流の場の充実を図ります。「介護者の集い」では介護に関する相談や情報収集、情報交換の場の提供だけでなく、孤独感の解消や気分転換(リフレッシュ)など、介護者の精神的なストレスを軽減する機会の提供に努めます。	高齢介護課



施策4 高齢者への支援

施策名		概要	担当課
1	高齢者の生きがいづくり支援	学習活動の推進や、働きたい高齢者の就労支援、学校や生涯学習の場での活用等、高齢者が知識や経験を活かして、仕事や趣味、スポーツ等の生きがいを持って活動でき、社会参加できる環境の整備を推進します。	高齢介護課 生涯学習課 各コミュニティーセンター 各公民館 学校教育課
2	相談事業の充実	一人暮らしや高齢者のみの世帯が増え、身近に相談できる人がいないという状況も増えています。「地域の身近な相談窓口」としての機能を充実させ、事業の周知を図ります。	地域包括支援センター
3	高齢者虐待防止に向けた啓発の促進	広報やホームページ等で、高齢者虐待に関する情報提供や相談窓口の周知等を行い、地域ぐるみで高齢者や介護者を見守る意識づくりを推進します。	地域包括支援センター

課題③：働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

＜現状と課題・今後の方向性＞

少子高齢化や労働力人口の減少により、今後は女性や高齢者など、多様な人材の活躍が不可欠となります。しかし、現在の長時間労働を前提とした働き方や、育児休業などの休暇制度を取得することについて、「気兼ねする」「周囲からの理解が得られない」といった就労環境では、仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加など、仕事以外の役割を果たすのは、非常に困難であると同時に、長時間労働により心身の健康を損なう心配もあります。

また、日本では「働き手や稼ぎ手は男性で、女性が働くのは家計補助の目的である」という固定的な性別役割分担意識により、出産を機に退職する女性が約6割にのぼり、これらの女性が再就職を希望した場合には、再就職の困難さから非正規雇用※とならざるを得ない場合も多くあります。パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズにこたえることで、女性の能力発揮を促進するという積極的な側面もありますが、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状（平成25年：女性55.4%、男性20.9%）においては、女性が経済的困難に陥りやすい要因の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用の待遇の格差が男女間の格差の一因となっているなどの問題もあります。（図表32）平成25年には男性の非正規雇用率も2割を超えており、パートタイム労働者と正社員との均等待遇の推進や非正規雇用から正規雇用への転換を希望する人に対する研修の実施など、多様な働き方をめぐる雇用の質を向上させるよう事業者への働きかけが必要です。（図表33）



「非正規雇用」とは？

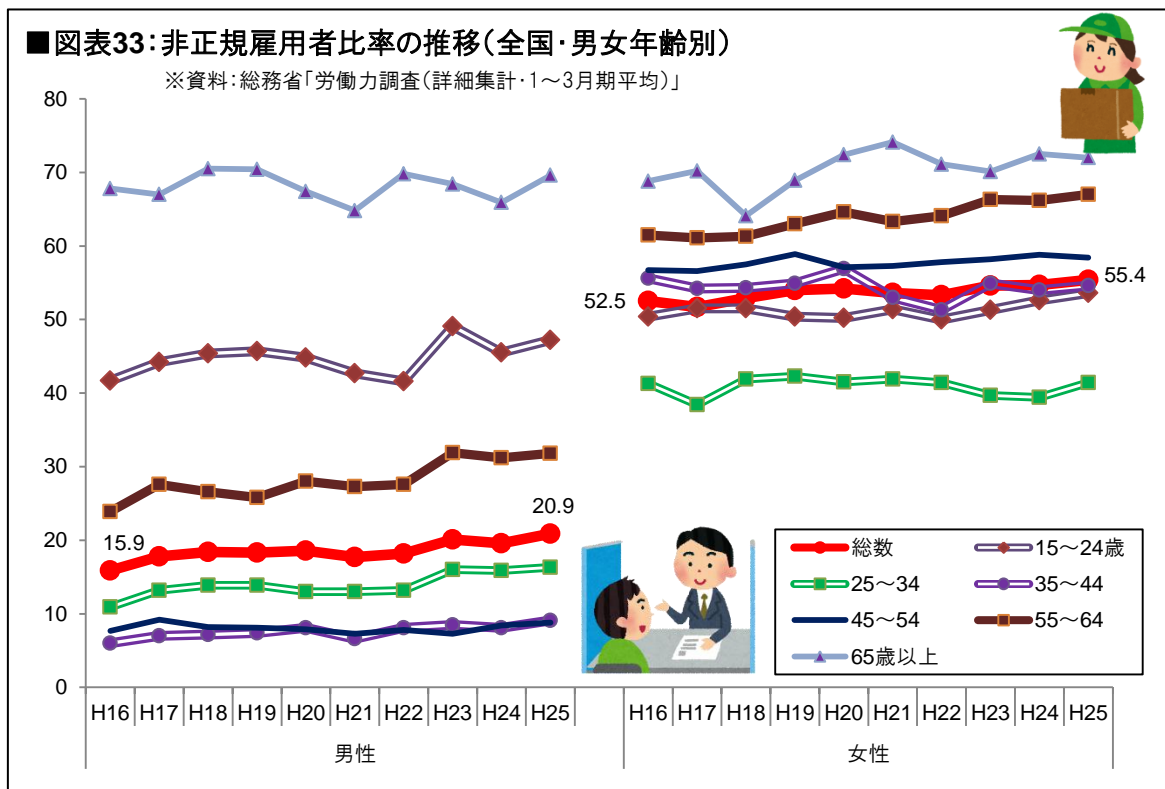
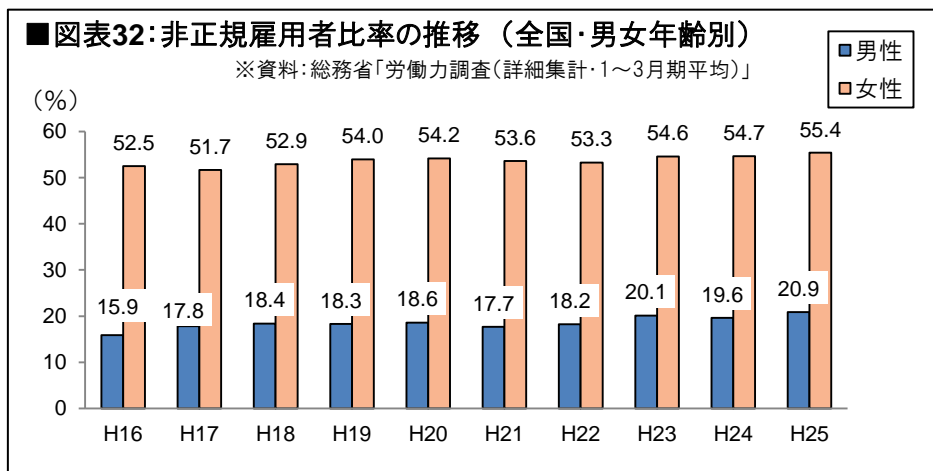
正社員以外の雇用のこと。具体的には、契約社員、嘱託社員、準社員、臨時社員、季節社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員、請負社員などをさします。一言に「非正規雇用」といっても、フリーターや高齢者の再雇用、家計の補助などを目的にパートとして働く人や、学生のアルバイトなど、その態様は様々です。

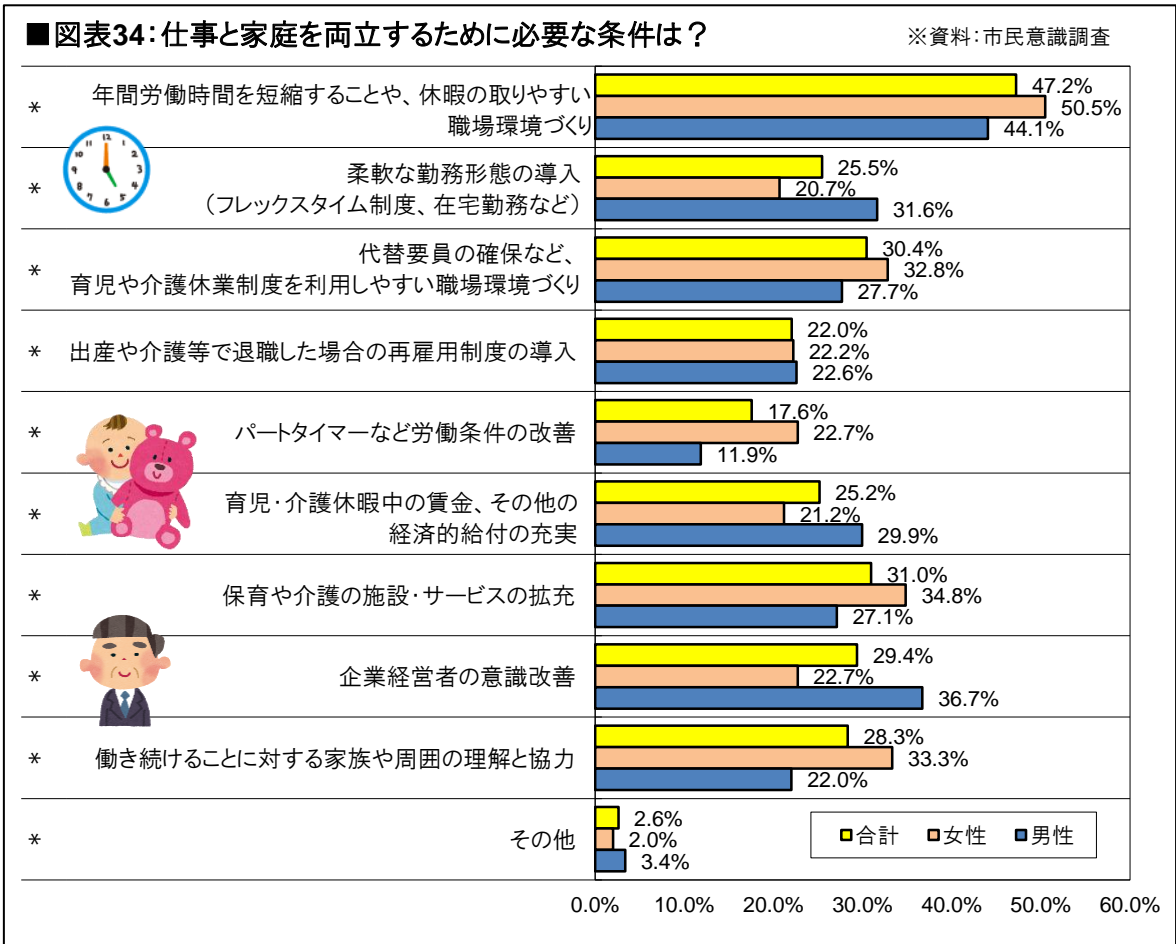
意識調査では「男女がともに仕事と家庭を両立するために必要な条件」として、半数近くの人が「労働時間の短縮や休暇の取りやすい職場環境づくり」をあげ、それ以外にも「代替要員の確保など、育児や介護休業制度を利用しやすい職場づくり」や「企業経営者の意識改善」など、職場環境に関する要望が多くありました。（図表34）

事業者としても、少子高齢化による労働力人口の減少や、消費者ニーズの多様化、目まぐるしく変化する社会経済情勢に対応していく必要に迫られており、女性や高齢者など多様な人材の活用と、それに伴う多様で柔軟な働き方の選択肢を提供することが必要不可欠

となります。就業者一人ひとりが能力を発揮し、健康で、安心して働くことができる職場環境を整備することは、企業が優秀な人材を確保し、持続的に成長していくために、意義のある「投資」といえます。

行政としても、事業者と働く人たちに対して、働き方の見直しや雇用環境の改善に関する啓発を行うことが必要だと考えています。また、「保育や介護の施設・サービスの拡充」についての需要も高いことから、多様なニーズに対応できるようサービスの充実に努めます。






<具体的な施策>

- 施策1 事業者等への働きかけ
 - 施策2 女性の就労支援
 - 施策3 男性の働き方の見直し
-

施策1 事業者等への働きかけ

施策名	概要	担当課
1 事業主を対象とした講座の開催	男女間格差を解消するための雇用管理上の義務や、職場慣行の見直し、女性の能力に対する偏見の解消等について、商工会議所等と連携して講座を開催します。	商工課
2 労働環境の整備に関する啓発の実施	男女がともに仕事と家庭的責任を両立し、健康で豊かな生活を送るために、労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進、また育児・介護休業法やフレックスタイム制度等の周知など、労働環境の整備について啓発を実施します。	商工課

3	次世代育成支援対策推進法の周知と積極的な取り組みの促進	企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むために策定する一般事業主行動計画※について、必要な情報提供を行います。	商工課
4	非正規雇用における雇用環境の整備に向けた啓発	働く人がそれぞれの職務や能力に応じた適正な処遇、労働条件が確保されるなど、多様な働き方の質を向上させるため、関係機関と連携を図り、パートタイム労働法※の周知など、雇用環境の整備の必要性について啓発します。	商工課
5	管理職等への女性の登用促進	企業や団体等に対し、女性の能力開発、活用、管理職等への登用を促進するよう啓発を進めます。市は適正な勤務評定を実施し、能力に基づく登用を進めます。	商工課 秘書課
6	実質的な処遇格差解消の推進	男女の雇用機会均等法の基本的理念である雇用の分野における男女の賃金、採用、配置、昇進等の格差解消に向けた啓発を行います。	商工課
7	事業者に対する働く人の健康管理に関する啓発	就業者の健康管理について、商工会議所などを通じて啓発を行います。	健康増進課



「一般事業主行動計画」とは？
次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間、②目標、③目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。従業員 101 人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

「パートタイム労働法」とは？
「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」のこと。少子高齢化、労働力人口減少社会において、短時間労働者が能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するために制定された法律です。(平成 20 年4月改正・施行)

施策2 女性の就労支援

施策名	概要	担当課
1 女性の就業・再就職等への支援	関係機関と連携して、就業・再就職に関する企業説明会を開催します。	商工課
2 女性の起業支援	融資制度等の情報提供や、女性の起業に関する相談会等を行います。	商工課
3 母性健康管理指導事項連絡カードの利用促進	働く妊産婦の健康管理のために、母性健康管理指導事項連絡カードの利用の周知に努めます。	健康増進課
4 商工業に携わる女性への支援	自営業に携わる女性の就業環境の向上や家庭における男女共同参画を推進するため、パンフレット等により男女共同参画意識の啓発を図ります。	商工課
5 農業に携わる女性組織への支援	地産地消に対する関心が高まる中、地元産農産物を使用した加工品を製造する等の活動を行う団体を支援し、農業分野における女性の活動の活発化を図ります。	農林課



施策3 男性の働き方の見直し

施策名		概要	担当課
1	長時間労働を前提とした働き方の見直しに関する啓発	広報による意識啓発や、チラシやパンフレットの設置により、働く人が、長時間労働の抑制や、男性の職場中心のライフスタイルからの転換について目を向けるよう働きかけます。	商工課
2	年次有給休暇の取得、育児・介護休業制度等の利用促進	男性が育児や介護等の家庭的な役割にも参加できるよう、広報やチラシ、パンフレット等で、労働関係法等の周知を行い、意識づけを図ります。	商工課



第5章 数値指標一覧

数値指標一覧



基本目標1. 『人権が尊重されるまち みずなみ』の実現

	課題	指標	担当課	現状値 平成24年度	目標値 平成35年度
1	1	社会全体について、男女が平等だと感じている人の割合 (市民意識調査)	市民協働課	21.2%	30.0%
2	1	社会通念・慣習・しきたりについて、男女が平等だと感じている人の割合 (市民意識調査)	市民協働課	17.3%	25.0%
3	2	DVの相談窓口を知っている人の割合 (市民意識調査)	社会福祉課	---	67.0%
4	3	国民健康保険特定健康診査受診率	保険年金課	30.7%	60.0%
5	3	保健センターが実施する乳がん検診の受診率	健康増進課	38.2%	50.0%
6	3	スポーツ教室の開催数 (年)	スポーツ文化課	6教室	10教室



基本目標2. あらゆる分野における男女共同参画の推進

	課題	指標	担当課	現状値 平成24年度	目標値 平成35年度
1	1	各種審議会等における女性委員の割合	市民協働課	25.5%	35.0%
2	1	市職員の係長以上の役職者に占める女性の割合 (一般行政職)	秘書課	14.0%	30.0%
3	1	区長に占める女性の割合	市民協働課	0.9%	10.0%
4	2	まちづくり推進会議の理事・評議員に占める女性の割合	市民協働課	8.0%	20.0%
5	2	女性の瑞浪市防災リーダー認定数 (累計)	市民協働課	4人	50人
6	2	防災会議委員に占める女性の割合	企画政策課	8.7%	30.0%



基本目標3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

	課題	指標	担当課	現状値 平成24年度	目標値 平成35年度
1	1	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語の認知度	市民協働課	---	40.0%
2	2	市男性職員における妻の出産に伴う休暇の取得率	秘書課	43.0%	100.0%
3	2	市男性職員における妻の産前・産後の子どもの養育のための休暇の取得率	秘書課	29.0%	100.0%
4	2	「両親学級」の参加率（妊婦数に対する両親の参加率）	健康増進課	12.5%	30.0%
5	2	保育施設における男性保護者向け、子育て教室の開催回数（年）	社会福祉課	12回	24回
6	2	ファミリーサポート会員（サービス提供者）の登録人数（地域子育てサポートシステムの充実）	社会福祉課	53人	64人
7	2	認知症サポーター養成講座※受講者数（年）	地域包括支援センター	2,164人	2,600人
8	2	介護予防教室の開催回数	地域包括支援センター	104回	120回
9	3	職場について、男女が平等だと感じている人の割合（市民意識調査）	市民協働課	28.8%	40.0%
10	3	事業者を対象とした講座の開催回数（働きやすい職場づくりに関する意識啓発）（年）	商工課	0回	1回



「認知症サポーター養成講座」とは？

認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう地域の理解者を養成する講座のことです。



資料



1. 関係法令



男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、

かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共

同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴

いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を

阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

瑞浪市男女共同参画プラン推進 会議設置要綱

(平成15年4月25日訓令乙第5号)

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現に関する施策を円滑かつ総合的に推進するため、瑞浪市男女共同参画プラン推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定と推進に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの策定と推進のため、関係部課間の調整に関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、副市長の職にあるものとし、推進会議を統括する。

3 副会長は、教育長の職にあるものとし、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

4 委員は、総務部長、市民福祉部長、経済環境部長、建設水道部長、教育委員会事務局長、教育委員会事務局次長、消防長及び各部次長とする。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が指名する者が議長となる。

(事務局)

第5条 推進会議の庶務は、総務部市民協働課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成17年7月20日訓令乙第5号)

(施行期日)

この訓令は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成19年3月7日訓令乙第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月14日訓令乙第7号)

この訓令は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日訓令乙第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に従前の訓令の規定に基づいてなされた処分又は手続きは、この訓令の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きをみなす。

瑞浪市男女共同参画懇話会設置 要綱

(平成24年3月21日告示第29号)

(設置)

第1条 本市における男女共同参画プランの提言と推進に資するため、瑞浪市男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、瑞浪市男女共同参画プランの策定及び見直しにおいて、その提言と推進に関

する基本的な方向や施策のあり方に関し、必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織し、男女共同参画問題に関し識見を有する者のうちから、必要に応じて市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内の範囲で市長が定める。

(会長及び副会長の職務)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じ懇話会の会議を招集し、これを主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(報告)

第7条 会長は、必要に応じ会議の結果を市長に報告する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市民協働課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

瑞浪市男女共同参画社会推進委員会設置要綱

(平成17年7月1日告示第72号)

(設置)

第1条 本市における男女共同参画プランの推進に資するため、瑞浪市男女共同参画社会推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は次のとおりとする。

(1) 男女共同参画プランの推進に関すること。

(2) 男女共同参画社会推進に伴う意識の改革、イベント等の企画・開催に関すること。

(3) 地域における各種団体等との連携・調整に関すること。

(4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進委員会は、地域の代表及び男女共同参画についてすぐれた見識を有する者により市長が委嘱する20人以内の委員で組織する。

2 推進委員会に会長、副会長各1人を置く。

3 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

4 会長は、推進委員会を代表し、会務を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

6 推進委員会に顧問を置くことができる。顧問は、推進委員会の所掌事項に対し必要に応じ指導、助言を行う。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、総務部市民協働課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成19年11月20日告示第196号)

この告示は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日告示第30号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に従前の告示の規定に基づいてなされた処分又は手続きは、この告示の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きをみなす。

附 則(平成23年1月14日告示第5号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

2. 瑞浪市男女共同参画懇話会委員名簿

任期：平成24年8月1日～平成26年3月31日

(敬称略)

	氏名	選出区分
会長	西尾 善英	人権擁護委員
副会長	伊藤 みゆき	瑞浪市男女共同参画社会推進委員
委員	小木曾 計子	瑞浪市男女共同参画社会推進委員
委員	奥村 奈美子	人権擁護委員
委員	成瀬 秀正	瑞浪市PTA連合会
委員	寺倉 まみ	瑞浪市PTA連合会(母親委員)
委員	勝股 敬	連合自治会
委員	本荘 恵子	瑞浪商工会議所
委員	土屋 敏子	瑞浪市民生委員・児童委員協議会
委員	有賀 佳代	ボランティア活動団体
委員	林 勝美	小中学校教員
委員	安江 建夫	公民館活動
委員	本荘 恭子	公募
委員	中村 淳司	公募
顧問	渋谷 典子	特定非営利活動法人 参画プラネット代表理事

3. 第2次みずなみ男女共同参画プラン策定までの経緯

実施日	事項
平成24年2月14日	瑞浪市男女共同参画プラン推進会議（以下「推進会議」） ・策定方針の決定
8月～	「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施 ・市民意識調査の実施、12月報告書完成
8月28日	第1回 男女共同参画懇話会 ・委嘱式・方針説明
11月～	推進会議作業部会 ・第1次プラン（後期）評価作業
平成25年1月23日	第3回 男女共同参画社会推進委員会 ・市民意識調査の結果について
2月19日	推進会議 ・第1次プラン（後期）の評価について
2月26日	（臨時）男女共同参画社会推進委員会 ・「2次プラン策定に向けての提言書」を市長に提出
3月18日	第2回 男女共同参画懇話会 ・第1次プラン（後期）の評価と市民意識調査の結果について
4月16日	推進会議 ・第1次プラン（後期）の評価確定
4月30日	推進会議作業部会 ・第1次プラン（後期）の最終評価、市民意識調査結果の報告、2次プラン体系（案）等の検討
5月14日	推進会議 ・2次プラン体系等の確定
5月20日	第3回 男女共同参画懇話会 ・第1次プラン（後期）最終評価と2次プランの体系等について
5月～	推進会議作業部会 ・基本目標ごとの個別施策策定作業
8月13日	推進会議作業部会 ・基本目標ごとの個別施策と数値指標の検討
～9月	推進会議作業部会 ・個別施策と数値指標、全体案の検討。原案の確定
10月8日	推進会議 ・プラン原案の検討。プラン案の確定
10月25日	第4回 男女共同参画懇話会 ・プラン案について
11月15日～12月16日	パブリックコメントの募集

随時更新します。



4. 男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
1975 (昭和 50)	国際婦人年世界会議開催	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催		
1976 (昭和 51)	国連婦人の10年(～85年)	「教職員等の育児休業法」施行		
1977 (昭和 52)		「国内行動計画」策定	婦人問題担当窓口設置 婦人問題連絡会議設置	
1979 (昭和 54)	「女子差別撤廃条約」採択		第1期婦人問題懇話会設置	
1981 (昭和 56)	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	婦人の地位と福祉の向上に関する提言の提出	
1985 (昭和 60)	国連婦人の10年最終年世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 「国籍法」の改正(父母両系主義の採用)		
1986 (昭和 61)		「男女雇用機会均等法」施行	「岐阜県婦人行動計画」策定	
1987 (昭和 62)		「2000年に向けての国内行動計画」策定		
1992 (平成 4)		「育児休業法」施行		
1994 (平成 6)		男女共同参画審議会設置 男女共同参画室設置	「女と男のはあもにいプラン(ぎふ女性行動計画)」策定	
1995 (平成 7)	第4回世界女性会議「北京宣言」及び「行動綱領」採択	「育児・介護休業法」成立		
1996 (平成 8)		「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997 (平成 9)		「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布		
1999 (平成 11)		「男女共同参画社会基本法」施行	「ぎふ男女共同参画プラン」策定	
2000 (平成 12)	国連女性2000年会議開催 「政治宣言」及び「成果文書」採択	「男女共同参画基本計画」策定		
2001 (平成 13)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定		

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
2002 (平成 14)			「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂	女性政策係設置 男女共同参画に関する 市民意識調査実施
2003 (平成 15)		「少子化社会対策基本法」施行 「次世代育成支援対策推進法」施行	「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行	男女共同参画懇話会設置 男女共同参画推進室設置
2004 (平成 16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「岐阜県男女共同参画計画」策定	「男女共同参画プラン」策定
2005 (平成 17)	第 49 回国連婦人の地位委員会開催	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		男女共同参画社会推進委員会設置
2006 (平成 18)	東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正	「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 男女共同参画プラザ設置	
2007 (平成 19)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		男女共同参画に関する市民意識調査実施
2009 (平成 21)		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正	「岐阜県男女共同参画計画(第2次)策定」「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定	男女共同参画係設置 「男女共同参画プラン(第1次後期)」策定
2010 (平成 22)	第 54 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)開催	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2011 (平成 23)	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」(UN Women)発足			
2012 (平成 24)		「『女性の活躍促進による経済の活性化』行動計画～働く『なでしこ』大作戦～」策定		男女共同参画に関する市民意識調査実施
2014 (平成 26)			「岐阜県男女共同参画計画(第3次)策定」「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」策定	「第2次男女共同参画プラン」策定

『第2次みずなみ男女共同参画プラン(案)』
(パブリックコメント募集用資料)



第2次みずなみ男女共同参画プラン

2014（平成26）年〇月

編集・発行 瑞浪市 総務部 市民協働課 
〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地
電話：0572-68-2111（代表）